

別冊1

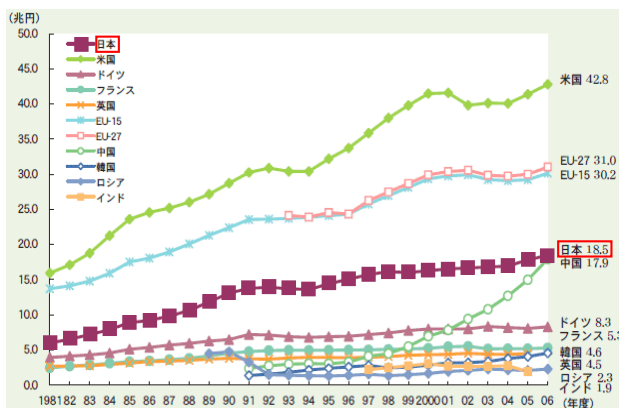
これまで講じてきた施策の概要及び現状

2009年3月31日
知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化専門調査会
コンテンツ・日本ブランド専門調査会

1. 知的財産の創造 (1/2)

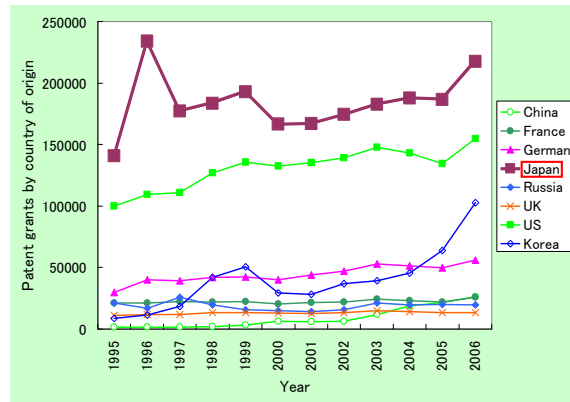
<(i) 大学、研究機関、企業における創造力の強化>

図表1: 主要国等の研究費の推移(購買力平価換算)



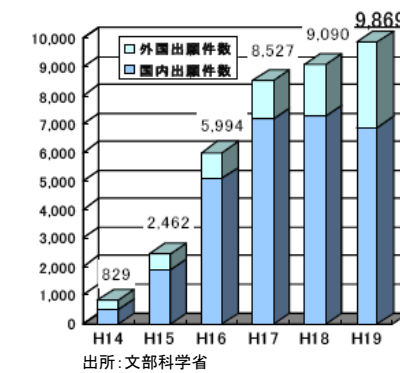
出所: 平成20年版科学技術白書

図表2: 主要国による世界での特許登録件数



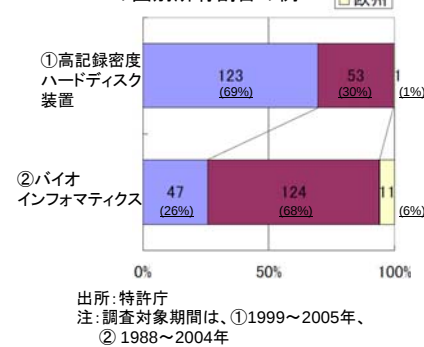
出所: Statistics on Patents, 2008, WIPO

図表3: 大学における発明数と特許出願数



出所: 文部科学省

図表4: 日米欧による重要特許の国別所有割合の例



図表6: 大学等における共同研究等の契約相手において外国企業の占める割合(2007年度)

	件数	金額
共同研究	0.69%	1.17%
受託研究	0.40%	0.29%

出所: 文部科学省

図表7: 各国及び大学における外国由来の研究開発費の占める割合

	日	独	仏	英
全体	0.32%	2.47%	8.83%	17.2%
大学	0.02%	3.18%	2.67%	8.15%

出所: NSF Science and Engineering Indicators 2008
注: 全て2004年のデータ。米国のデータは存在せず。

○知的財産の創造基盤の整備

- 累次の研究開発税制の改正により、試験研究費増のインセンティブを向上(2003、2006、2008年度)。
- 累次の税制改正により、大学等への寄附手続きを簡素化、所得税の寄附金控除の対象範囲を拡大(2003～2007年度)。国立大学法人等における寄附金収入は、556億円(2003年度)から759億円(2007年度)へ増加。
- 政府資金による委託研究開発から生じた知的財産権を受託企業等に帰属させる日本版バイ・ドール制度の対象に「請負によるソフトウェア開発」を追加、措置恒久化(2007年度)。
- 大学等を対象に「特許・論文情報統合検索システム」の運用を開始(2006年度)、企業等も利用可能に(2007年度)。2008年7月までの累計アクセス数は約20000、利用者数は約1300。
- 政府資金による研究開発から生じた大学の知的財産権を他大学で円滑に使用するための基本的考え方を示した指針(2006年度)、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用に関する指針(同年度)を作成。
- 産業技術の今後の展望や技術的課題を産学官で共有するため、研究開発成果が製品・サービスへつながる道筋や技術目標を示す技術戦略マップを策定し、毎年見直し(2004年度から)。

○知的財産の創造を重視した研究開発の推進

- 職務発明に係る相当の対価の定め方について規定する改正特許法35条が施行され(2005年度)、大多数の企業が対応し(2005年度、調査対象企業の92%が対応予定又は対応済み)、主要43大学は2005年度中に全て対応済み。
- JSTにより大学等の海外特許出願経費を支援(2003年度から)。

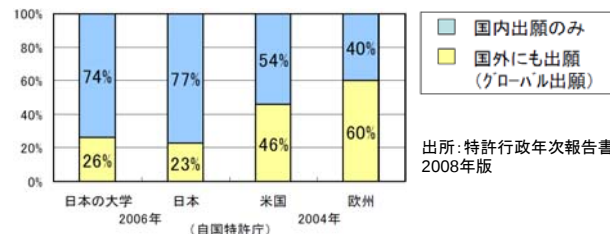
図表5: 社会ニーズに応じた基礎研究の例

産業技術総合研究所と九州大学は、2006年7月、九州大学伊都キャンパスに「水素材料先端科学研究センター」を設立。当該センターでは、水素を安全・簡便に利用するための指針を産業界に提供し、水素社会に向けた基盤整備を行うことを目的として、水素先端科学基礎研究を推進している。



出所: 産業技術総合研究所HP

図表8: 日米欧出願人の自国特許庁への出願構造



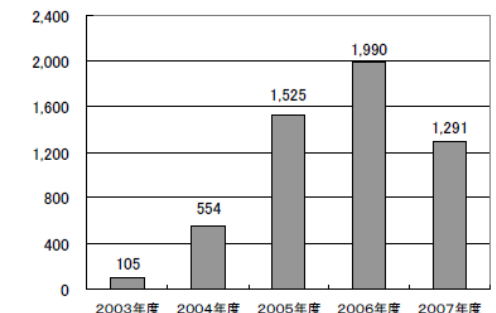
出所: 特許行政年次報告書 2008年版

図表9: 世界全体のPCT出願における大学出願の占める割合の日米比較

日本	米国
2.1%	9.0%

出所: WIPO HP
注: 2007年出願上位500機関のデータを集計。

図表10: JSTによる大学への海外特許出願支援件数



出所: 文部科学省

1. 知的財産の創造 (2/2)

<(ii) 産学官連携による知的財産の円滑な事業化>

○大学等やTLOの体制整備促進

- 「大学知的財産本部整備事業」にて、大学等の知的財産の創出・管理・活用の基盤を整備(43件/54機関を採択、2003～2007年度、事業総額約132億円)。「産学官連携戦略展開事業」にて、国際的な産学官連携活動の強化等を実施。(戦略展開プログラムで55件/66機関を採択、2008年度)。
- 47の承認TLO(技術移転機関)が存在(2008年9月末)。
- 国立大学法人からのTLOへの出資、外部TLOの大学知的財産本部への統合等、大学とTLOとの連携が進展。
- 産学官連携、知的財産、利益相反の各ポリシーは、大学知的財産本部整備事業対象の代表43機関で整備済み(2008年4月現在)。
- 大学知的財産本部とTLOの連携・協力を促進する「大学技術移転協議会」が設立され、37のTLO及び36の知的財産本部が参加(2008年7月現在)。全国の産学連携実務者のスキル向上のため、毎年研修会を開催。
- 「大学知的財産本部整備事業」実施機関において特許関連経費は増加し、自己財源の割合は5割超。
- 大学等の特許出願件数、特許実施件数、特許実施料収入はそれぞれ増。
- 京都大学は、「iPSアカデミアジャパン(株)」を設立し、iPS細胞研究関連知的財産の管理体制を強化(2008年6月)。
- 日本製薬工業会は、製薬業界の国際的な知識・経験を活用してiPS細胞関連の研究成果の特許保護を支援する「iPS知財支援プロジェクト」を発足(2008年11月)。

○その他産学官連携へ向けた環境整備

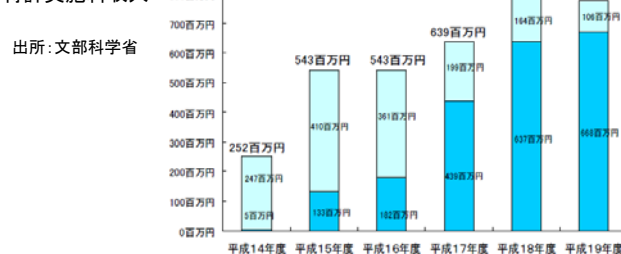
- 大学における知的財産の管理や活用等のルールづくりを促すため、共同・受託研究の在り方等に関する報告書を取りまとめ、関係機関に周知(2005年度)。
- 教員の発明に関する権利を大学に帰属させる原則の採用増(2007年度、国立大学法人の96%で原則機関帰属)。
- 産学官連携サミット(11月)、産学官連携推進会議(6月)を毎年開催。

○大学発ベンチャー

- 大学発ベンチャーの数が1773社に達する一方で、合併及び活動停止したものは150社(2007年度末時点)。単年度黒字化は3割以下。
- 国立大学法人等がライセンス対価として株式を取得することが可能であることを明確化(2004年度)し、同様に取得したストックオプションを現金化する過程でのその権利行使による株式取得が可能であることを明確化(2008年7月)。

図表11:

大学等における
特許実施料収入



図表14:

我が国の
大学・承認TLO
からの特許出願
の審査結果の
状況

出所: 特許行政
年次報告書
2008年版

注: 発送日ベース。
企業等との
共同出願を含む。



図表15: 産学官連携の多様な成功事例

【産業界・社会のニーズへの対応】

- 九州大学、産業技術総合研究所「水素材料先端科学研産センター」
 - ・産業界のニーズを踏まえ、水素を安全・簡便に利用するための指針を業界に提供することにより、水素社会到来に向けた基盤整備を行う。
- 東京理科大学、企業4社、福祉法人等2機関「自立歩行を可能としたアクティブ歩行器(ハート ステップ)」
 - ・大学主導で開発、企業によるノウハウ提供、福祉法人等における紹介、臨床実験を経て実用化し、障害者福祉の面で社会貢献。
- 京都大学、ローム(株)他4社「有機系電子デバイス研究に関し、競合しない企業の垂直統合と大学との連携」
 - ・5社と京都大学による体制を構築し、研究テーマを学内公募、大型研究を実現。共同出願特許135件、論文・学会発表194件。

【創業拠点】

- 岡山リサーチパークインキュベーションセンター(ORIC)、県の2機関
 - ・創業を図る企業・個人を支援する拠点(ORIC)を整備。将来性の高い起業家を多数発掘・成長させ、2007年度までに26社の企業を創出。

【ベンチャー】

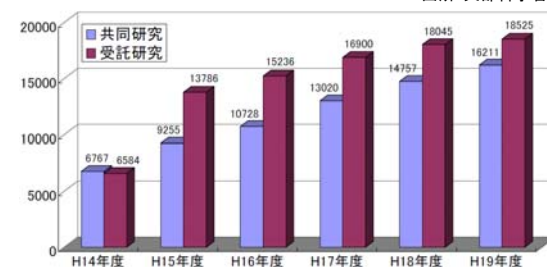
- 理化学研究所、(株)メガオプト「次世代高性能レーザー技術の開発」
 - ・理研初の特許ベンチャーとして現(株)メガオプトを設立し、次世代高性能レーザー技術を研究用・産業用に実用化。2006年度は4億円を超える売上げ。

【地域・中小企業の活性化、クラスターの形成】

- 函館地域産業振興財団他「函館マリンバイオクラスター形成」
 - ・地域水産資源の付加価値向上を図るための研究開発を実施し、2003年から2006年度までに商品化70件。産学官連携のネットワークが拡大中。
- 徳島大学、2公的機関、新光電装(株)他6社「定在波利用距離センサー」
 - ・中小企業を含む7社とのコンソーシアム、パテントプールを形成。

図表12: 大学等の共同研究・受託件数

出所: 文部科学省



図表13: 日米の大学等における知財関連活動の比較

	日本(文科省・経産省 調べ、2007年度)	米国(AUTM調べ、 FY2007)
機関数	知的財産本部等・承認 TLO(重複除く) 204	157
特許出願件数	7859件 (2007年)	10,468件
特許取得件数	744件※)	3,258件
実施特許件数	5,538件	25,109件
実施料収入	11.6億円	20.8億ドル

注) 日本の実施特許件数及び実施料収入は特許権に係るもののみ。米国については特許権のほか著作権等に係るものを含む。日本の実施料収入に特許権のほか著作権等に係るものを含めた場合、28.1億円。

※) 日本のデータは査定件数。

図表16: 国内特許権利用率

大学 (2004年度)	大学 (2005年度)	全体 (2006年度)	中小 (2006年度)
14.7%	22.4%	49.7%	62.9%

出所: 特許行政年次報告書2008年版

図表17: 参考(昨年6月報道): 一部の国立大学等は、 インテlectual・ベンチャーズ(IV)*と提携。

*) 発明の創造に投資し、発明を資産として有効活用して運用することを目的とする米国のファンド。ファンド規模は計30～60億ドル。

図表18: 大学発ベンチャーの設立と残存数

	設立計	残存数	残存率
日本(～2007年度)	1,923	1,773	92.2%
米国(～FY2004)	4,543	2,671	58.8%

出所: 経済産業省、AUTM FY2004 Survey

<(i) 国際知財システムの構築に向けた取組の強化>

○世界特許システムの構築

- 「特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)」を我が国から諸外国に提案、実施。韓国、米国との間で、2007年度から開始(米国とは2006年度から試行)。独、英、デンマークとの間で現在試行中。
- 日本特許庁では、PCTに基づく国際調査と国内出願審査との同時着手を2003年度に開始(同時着手可能な場合、国際調査手数料97,000円のうち41,000円を出願人に返還)。
- 日本等の働き掛けにより、PCTに基づく国際出願料を5%引き下げ(2008年7月から)。
- 日米欧三極特許庁の間で審査結果の相互利用を拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を設置(2007年度)。
- 日米欧三極特許庁の間で共通の出願様式について2007年度に合意(年間、三極間で660億円のコスト(明細書等作成に係る費用)削減をもたらすとのユーザーの試算あり)。
- 実体特許法条約については、2005年度以降、特許制度の調和に関する先進国会合を開催し、検討を進め、2006年度、先願主義への統一を含む骨子案をベースに条約草案の作成を行うことにつき合意。他方、米国と欧州との立場の相違が顕在化し、交渉は難航中。
- 2007年度に優先権書類の電子的交換を日米間でも開始(日米欧三極の出願人全体では、優先権書類の電子的交換により、年間55億円のコスト削減をもたらすとの試算あり; 日欧間では1999年度から開始)。また、2006年度にWIPOにおいて世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組みの設立が承認され、現在詳細を検討中。
- 特許庁は、企業経営者等との懇談会の実施(2005年度～2007年度、延べ850社以上)を通じ、国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を産業界に促している。

○アジア地域等における知的財産制度の整備

(経済連携協定: EPA)

- 実効的な知的財産権の保護や取締まり等の執行を確保するための条項を含むEPAの締結を目指し交渉を実施し、シンガポール、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、フィリピン等との間でそのような協定を発効済み。また、ベトナム、スイスとの間では署名済みであり、インド、豪、韓国との間では交渉中(韓国に関しては交渉中断中)。
- EPA締結相手国における迅速な特許の取得を可能とするための早期審査(インドネシア、マレーシア)及び優先審査(マレーシア)の導入、周知商標の保護強化(一方国内で周知の商標について、不正目的でされた商標登録・出願を拒絶又は取り消す旨の規定の導入: インドネシア、マレーシア、タイ)、エンフォースメントの強化を実現。

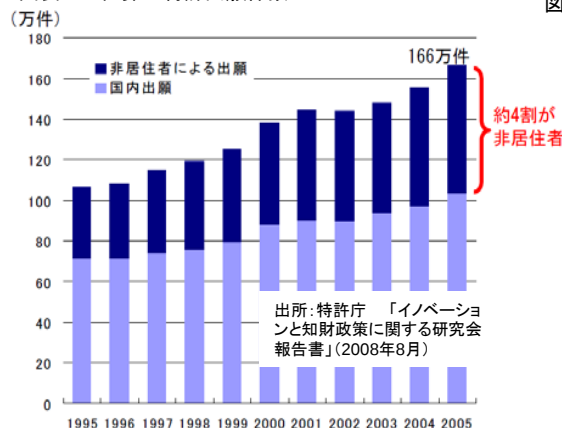
(制度・運用改善の働き掛け)

- 中国専利法(特許法・実用新案法・意匠法に相当)の改正にあわせて、中国からの訪日調査団を受入れ、法改正案について協議し、追加的な改正を要請(2006年度)。
- 我が国の地名、品名等が海外(特に漢字文化圏)で、第三者により商標登録されることを防止するため、各国・地域に対し、商標制度・運用の改善の働き掛けを実施中。
- 官民合同ミッション等を通じた働き掛けにより、中国の保護対象植物数が増加(2003年87種→2005年139種→現在151種)。

(人材育成、情報化システム、審査協力等)

- アジア地域を中心として人材育成を目的とした研修生の受入れ(1996年度～2007年度で延べ2830名)、情報化システム構築のための専門家の派遣を実施。
- 我が国出願人が効率的に権利を取得できるよう、我が国の特許審査の結果を外国特許庁に提供する高度産業財産ネットワーク(AIPN: Advanced Industrial Property Network)を開設し、現在、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、台湾、ベトナム等が利用。
- 各国の植物新品種保護制度の整備・調和に関する技術協力、人材育成等を推進するための「東アジア植物品種保護フォーラム」を提唱し(2007年度、ASEAN+3農業大臣会合)、第1回会合を2008年7月に東京で開催。

図表19: 世界の特許出願件数



図表20: 特許審査ハイウェイ利用実績(累計)

日→米	828件	米→日	454件
日→韓	195件	韓→日	47件

※2009年1月時点で集計。
出所: 特許庁提供データに基づき作成

図表22: 外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)

	全体費用	うち内送代理人費用(上段)	うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円	35万円
PCTルート	109万円	56万円	26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。
※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

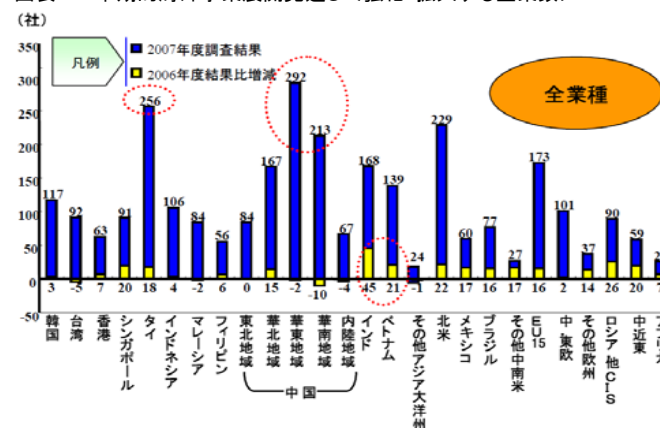
出所: (社)日本国際知的産権保護協会「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(2008年9月)
(留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表21: 日本から/日本への特許出願

	日本からの出願	日本への出願
米国	76,839	24,961
中国	32,801	505
ヨーロッパ特許庁	22,153	-
韓国	17,604	7,220
ドイツ	3,618	7,980
カナダ	2,498	755
オーストラリア	1,625	593
タイ	1,574	11
シンガポール	1,261	376
ブラジル	1,239	63
英国	759	1,814
ロシア	748	33
インド(※)	(※)626	167
メキシコ	551	24

出所: 日本からの出願数は、WIPO「Statistics on Patent 2008」に基づく。日本への出願数は、特許庁「特許行政年次報告書2008年版」に基づく。

図表23: 中期的海外事業展開見通し<強化・拡大する企業数>



図表24: BRICs諸国に対する日本及び米国からの特許出願数

出所: WIPO「Statistics on Patent 2008」に基づき作成)

	中国(2006年)		インド(2004年)		ブラジル(2006年)		ロシア(2006年)		参考:タイ(2006年)	
全出願数	210,501		17,466		24,074		37,691		6,248	
日本からの出願数	32,801	15.6%	626	3.6%	1,239	5.1%	748	2.0%	1,574	25.2%
米国からの出願数	20,536	9.8%	4,053	23.2%	8,372	34.8%	2,448	6.5%	1,827	29.2%

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護 (2/6)

○特許審査処理の迅速化

2004年度、知的財産戦略本部において、特許審査待ち期間をゼロにするという最終目標を目指し、2013年に審査待ち期間を11か月に短縮するとの長期目標を設定。

(特許審査処理迅速化に向けた総合的取組)

- 2004～2008年度まで、任期付き審査官を490名増員する等の取組を実施。
- 2004年度の先行技術調査機関の登録制度の施行により、特許庁が先行技術調査を外注できる先行技術調査機関を拡大(2003年度1機関→本年度8機関)するとともに、外注件数を拡大(2003年度16.0万件→2007年度21.3万件)。また、審査官に対する検索結果の報告を検索者が口頭で行う対話型外注(通常の外注より審査効率が低い)の割合を、2004年度の73%から、2005年度以降80%へと増加。
- 2006年度から、1年間の期限付きで、審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料を全額返還(取下げ・放棄件数:24087件、対前年比約3倍)。
- 無駄な出願・審査請求を減らし戦略的な権利取得を図る出願・審査請求構造改革を促すための企業経営者等との懇談会の実施(2005年度～2007年度、延べ850社以上)。
- 自社の出願件数や審査結果等の情報を抽出・加工したデータ、その経年変化を比較したデータとともに、知財戦略立案に役立つ施策情報を提供する「特許戦略ポータルサイト」を開設(2008年9月)。
- 審査請求件数が2004年度以降、高い水準を維持する中、一次審査件数は着実に伸び(2007年度:約32万件、対2003年度比:約140%)、2007年度の審査待ち期間を28か月台にとどめるとの目標は達成(実績:28.3月)。

○植物品種登録の審査期間の短縮

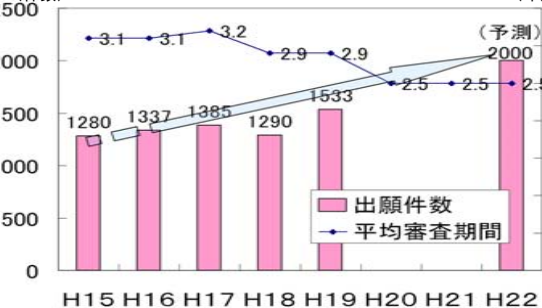
- 平均審査期間(出願から登録までに要する期間、2005年度時点:3.2年)を2008年度までに2.5年に短縮すべく、品種登録迅速化総合電子システムの導入・稼働、審査官の増員(2003年度22名→2008年度33名)等を実施2007年度実績:平均審査期間2.9年)。

図表32: 植物品種登録審査に係る各国の審査期間

米	2～3年
豪	2～3年
独	2～3年
EU	1～5年

出所: (社)農林水産先端技術振興センター調べ
(2005年度当時の調査結果)

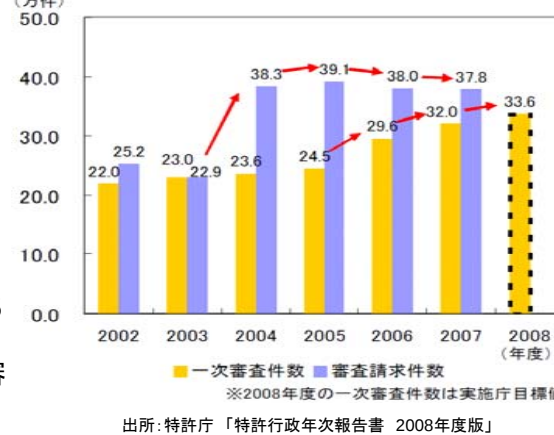
図表33: 植物品種登録の出願数と審査期間



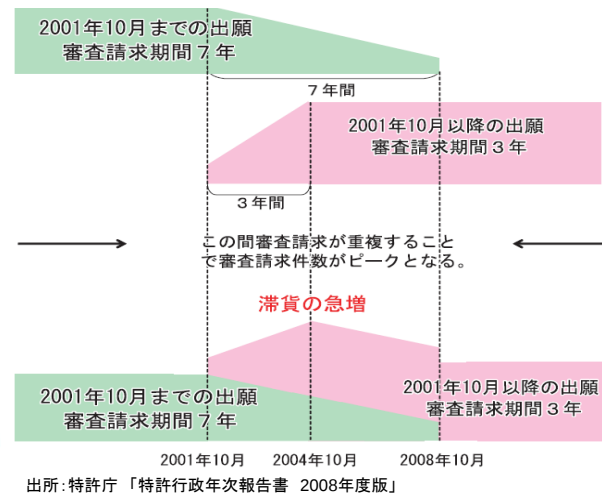
出所: 農林水産省提供データに基づき作成

<(ii) 知的財産の権利付与の迅速化>

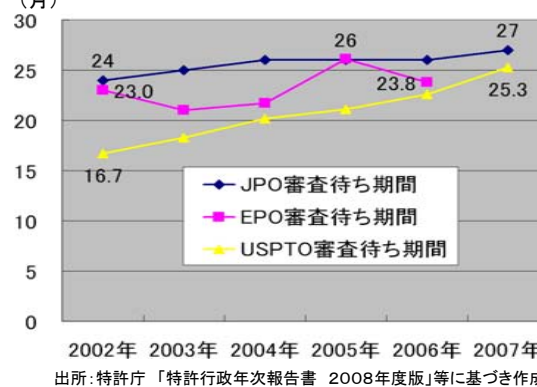
図表25: 一次審査件数と審査請求件数



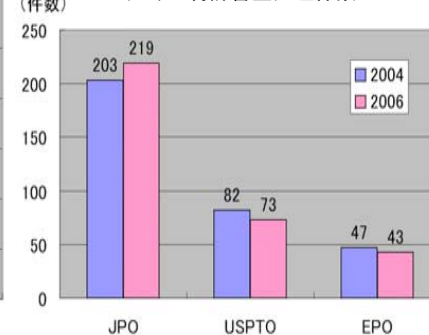
図表26: 特許審査請求件数の一時的増加



図表28: 日米欧三極特許庁の特許審査待ち期間



図表29: 日米欧三極特許庁の審査官一人当たりの特許審査処理件数



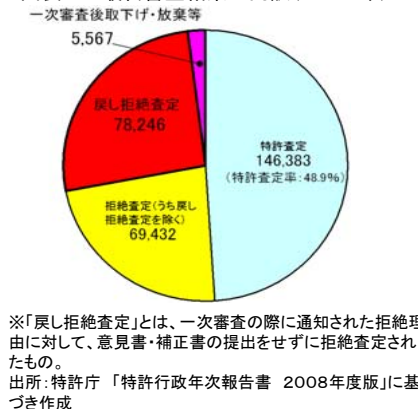
※ USPTO、EPOは「年」、JPOは「年度」
※ 審査処理件数＝一次審査件数＋国際調査報告件数
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」及び同報告書2005年度版に基づき作成

図表30: 特許審査迅速化に係る短期目標の達成状況

	審査待ち期間	一次審査件数	審査官一人あたりの処理請求項数
2003年度 実績	27.9月	23.0万件	1,140項
2004年度 目標	26月以内	23.5万件以上	—
2004年度 実績	26.3月	23.6万件	1,132項
2005年度 目標	27月以内	24.0万件以上	—
2005年度 実績	25.7月	24.5万件	1,137項
2006年度 目標	28月以内	29.6万件以上	1,300項
2006年度 実績	26.7月	29.6万件	1,344項
2007年度 目標	28月台	31.3万件以上	1,300項以上
2007年度 実績	28.3月	32.0万件	1,500項
2008年度 目標	29月台	33.6万件以上	—

※「審査官一人あたりの処理請求項数」に関する目標は、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」で掲げられた、目標。それ以外の目標は、毎年度作成される「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための実施計画」で掲げられた目標。なお、2004年度時点での長期目標設定の際、2008年度には審査待ち期間を20ヶ月台に留めるとの中目標を設定。
出所: 特許庁HP等に基づき作成。

図表31: 最終審査結果の内訳(2007年)



2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護(3/6)

○紛争処理機能の強化

(裁判所の訴訟審理体制の整備)

- ・特許権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化(2004年度)。
- ・特許権等に関する訴えについて、5人の裁判官による大合議制を2004年度に導入。これまで計5件が大合議事件として扱われた。
- ・紛争のスピード処理、判決の予見可能性と技術等の知財に関する専門性への対応を高めるため、2005年度に知的財産高等裁判所が発足。
- ・知財関係事件を審理する裁判官数を2003年の36名(東京高裁、東京地裁及び大阪地裁の合計)から、2008年度41名へと増加(知財高裁、東京地裁及び大阪地裁の合計)。

- ・2004年度に、専門委員(公平中立なアドバイザーの立場から、事件において争点となっている専門的技術について説明等を行う)を導入。東京高裁、東京地裁及び大阪地裁に所属する知的財産関係の専門委員の数は、制度導入当時の138名から、2008年4月時点で200名へと増加。実際に事件に関与した専門委員の延べ人数は、2007年4月末日時点で361名(うち、知財高裁253名、地裁108名)。

(裁判所と特許庁との連携強化)

- ・「裁判所法等の一部を改正する法律」に基づき、特許庁において特許等の無効審判が請求された権利に関し、裁判所において侵害訴訟等の提起があった場合、特許庁が裁判所に対して必要な訴訟記録の送付を求めるなど、無効審判と訴訟との連携を強化(2005年度)。

○審査段階からの安定性確保

- ・特許審査基準を定期的に点検する「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。
- ・特許文献と非特許文献をシームレスに検索ができるような検索環境の検討に着手(2008年度)。
- ・特許出願に関し第三者が先行技術文献を特許庁に情報提供するコミュニティー・パテント・レビューを2008年度中に試行。

○裁判外紛争処理(ADR)の充実

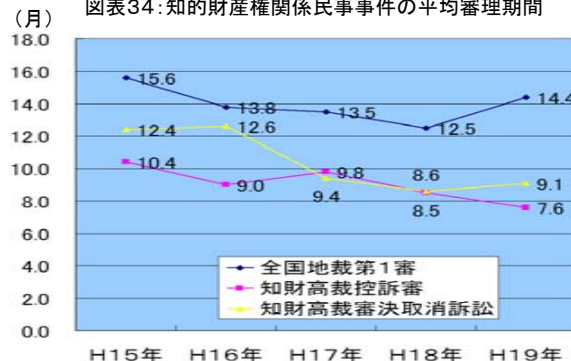
- ・弁理士の知的財産権に関する裁判外紛争処理(ADR)代理業務の範囲を拡充。(著作権に関する事件の導入(2005年度)、取り扱える不正競争の類型を追加(2007年度))
- ・日本知的財産仲裁センター等から、ADRの概要、手続に関する情報提供を実施中。また、日本弁理士会は、会員に対してADRに関する説明会、研修を実施中。

○その他

- ・特許権侵害に係る紛争解決手続を含めた中小企業・知財戦略を分かりやすく紹介する「中小・ベンチャー企業知的財産戦略」を作成し、周知を図った。

<(iii) 知的財産の安定性・予見性の向上>

図表34: 知的財産権関係民事事件の平均審理期間



※「知財高裁」に関しては、2005年3月31日までは東京高裁
出所: 最高裁判所行政局調べに基づき作成

図表36: 知財関係訴訟の審理体制の比較

	日本 知的財産高等裁判所	米国 連邦巡回区控訴裁判所
合議体の構成	3名の裁判官 (全18名)	3名以上の判事(注3)又はシニア判事 (全12名の判事のうちの6名が理系学位を持つ) (シニア判事(法律審)は全3名)
技術専門性の補助	調査官(常勤)(11名)(注1) 専門委員(非常勤)(知財関連では200名)(注2)	ロークラーク(常勤)(注4) (ロークラークは判事なら3名、シニア判事なら1名を、雇用可能。判事によっては、理系のロークラークを活用。)

注1: うち10名が特許庁審査官・審判官経験者、1名が弁理士経験者。

注2: 200名は、すべて東京高裁に所属するとともに、併せて、東京地裁及び大阪地裁にも所属している。

注3: 経歴、専門性は多様であるが法曹資格は必須。

注4: ロークラークは、すべてロースクール卒業生から採用される。

出所: 特許研究No.40「特許訴訟における技術的争点への各国裁判所の対応」、法律のひろば-2007.7
「知的財産高等裁判所発足2年をへて、その裁判運営と今後の動向」に基づき作成

図表39: 特許権関係民事通常事件の和解件数(地裁)

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
54件	85件	46件	55件	55件	79件	77件	40件

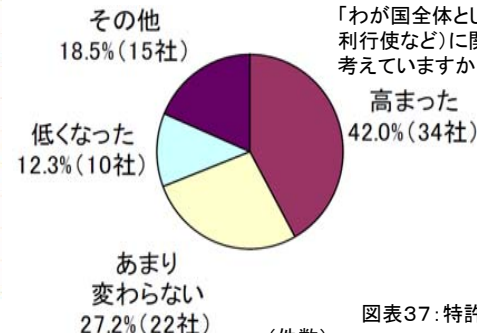
出所: 最高裁判所行政局調べ

図表40: ADRの利用実績(日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会)

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
5件	10件	7件	24件	16件	10件	23件	12件

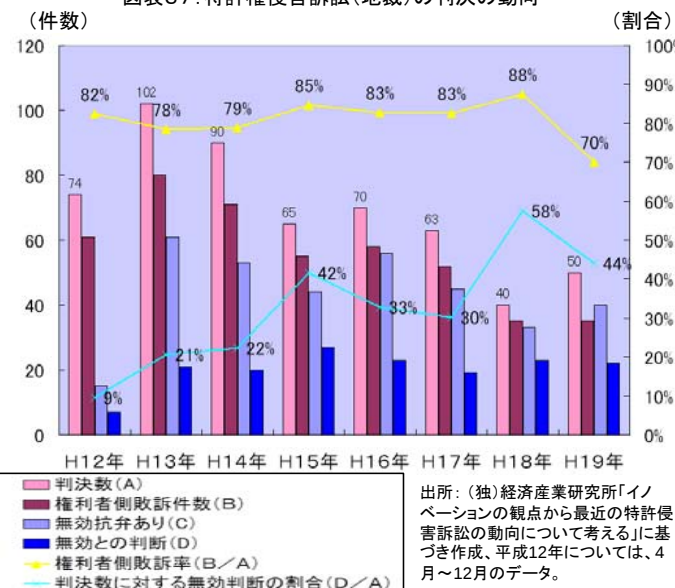
出所: 日本知的財産仲裁センターと日本商事仲裁協会の仲裁・調停件数の合計。日本商事仲裁協会については、ライセンス契約に関する仲裁・調停件数。

図表35: 経団連アンケート調査結果(2008年3月)



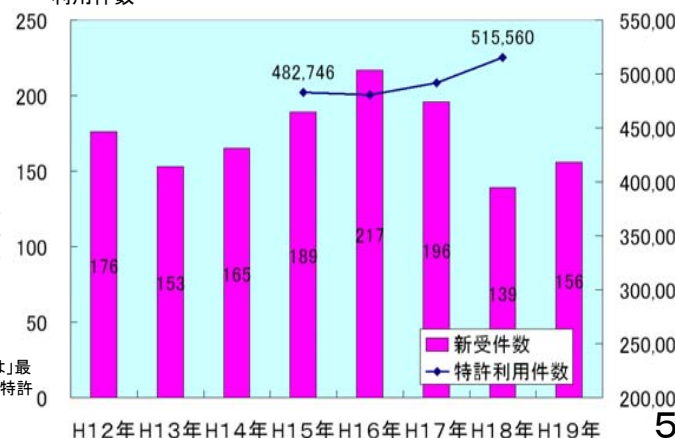
「わが国全体として、知的財産の保護(権利化や権利行使など)に関する予測可能性はより高まったと考えていますか」との質問に対する回答

図表37: 特許権侵害訴訟(地裁)の判決の動向



出所: (独)経済産業研究所「イノベーションの観点から最近の特許侵害訴訟の動向について考える」に基づき作成、平成12年については、4月～12月のデータ。

図表38: 特許権関係民事通常事件の新受件数(地裁)と国内特許利用件数



出所: 「特許権関係民事通常事件の新受件数(地裁)」は最高裁判所行政局調べ、「国内特許利用件数」は特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

<(iv) 新技術等の知的財産の適切な保護>

○特許の保護

(医療分野の特許保護)

- ・遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提とする場合であっても特許対象とする旨の審査基準の改訂(2003年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準の改訂に係る発明について22件登録)。
- ・複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする「医薬発明」、医療機器自体に備わる機能を方法として表現した「医療機器の作動方法」を特許対象とする旨の審査基準の改訂(2005年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準改訂に係る発明について76件が登録)。
- ・知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 ライフサイエンスPTJ」において、特許権の存続期間延長制度(遺伝子組み換え生物、ドラッグ・デリバリー・システム(DDS)の対象追加等)、先端医療技術の保護の在り方について議論。
- ・特許権の存続期間延長制度の在り方について、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会(特許権の存続期間延長制度WG)において、検討中。
- ・先端医療分野における特許保護の在り方について知的財産による競争力強化専門調査会先端医療特許検討委員会において検討を開始。

(他の分野)

- ・「情報通信分野」「環境分野」「ナノテクノロジー・材料分野」についても本専門調査会各プロジェクトチームにおいて知的財産制度の在り方を検討(2007年度)。
- ・特許審査基準を定期的に点検するため、「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。

○実用新案の保護

- ・早期実施が必要な技術(玩具、生活用品、スポーツ用品、建築資材等の開発リードタイム及び製品ライフサイクルが短い製品の技術)の保護の要請に応じ、実用新案の保護期間を6年から10年に延長するとともに、実用新案登録に基づく特許出願を可能とする制度改正を実施(2005年度)。

図表41: 実用新案登録出願数推移

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
新実用新案出願件数	8,778	8,587	8,155	7,983	11,386	10,965	10,315

出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

○デザインの保護

- ・意匠権の存続期間を登録後15年から20年に延長。情報家電等の操作画面のデザインを保護対象とした。(2007年度)
- ・2008年8月に産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会に意匠審査基準WGを設置し、画面デザインの審査運用等について検討した。

○植物新品種の保護

- ・登録品種の収穫物段階の権利侵害へ罰則を拡大(2003年度)。永年性植物について25年から30年に、その他の植物について20年から25年に、それぞれ育成者権の存続期間を延長するとともに、育成者権の効力を加工品にまで拡大(2005年度)。登録品種でない種苗に対して登録品種である旨の表示や紛らわしい表示を付することを禁止する等の制度改正を実施(2007年度)。
- ・植物新品種に係る出願件数は、2003年度1280件であったものが2007年度1533件と増加。

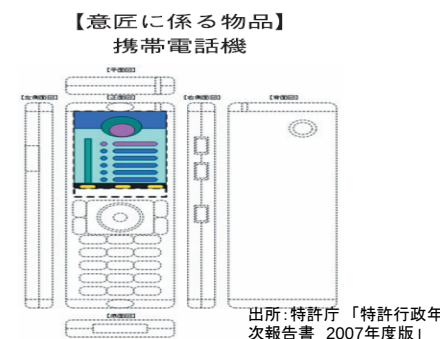
○ブランドの保護

- ・地域名と商品名からなる商標について登録を可能とする地域団体商標制度を導入(2006年度)。(2008年9月末時点で登録査定件数は406件)
- ・商品販売に伴う付随的な行為(品揃え、接客サービス等)を商標法上の役務とみなし、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋等に使用する商標を役務商標として保護対象化(小売等役務商標制度、2007年度)(2008年9月までに約7,700件が登録査定)。
- ・欧米等で商標法の保護対象となっている「音」「動き」「ホログラム」などの新たなタイプの商標を保護対象とすることについて、現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会(新しいタイプの商標に関するワーキンググループ)にて検討中。

○医薬品の試験データの保護

- ・薬事法に基づく新医薬品の試験データを保護する期間を6年から8年に延長(欧州8～11年、米国5,6年)(2007年度)。

図表42: 操作画面のデザインの例



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2007年度版」

図表43: 地域団体商標の例

- ・商標「十勝川西長いも」(帯広市川西農業協同組合)
- ・商標「静岡茶」(静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合)



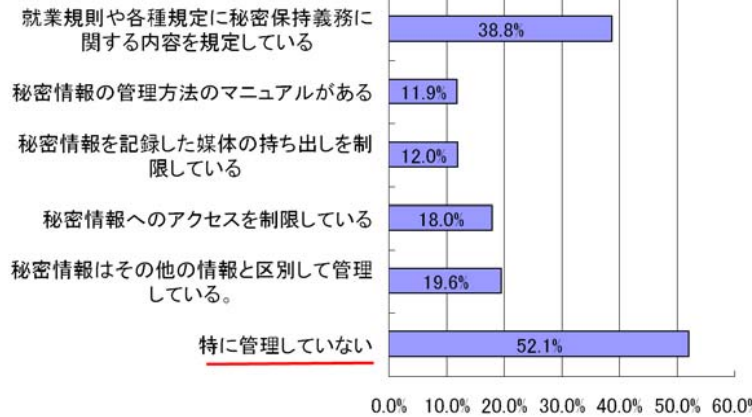
出所: 特許庁「地域団体商標2008」

<(v) ノウハウ等の適切な管理(意図せざる技術流出の防止)>

○ガイドライン等の策定・普及

- 「技術流出防止指針」、「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」を2002年度に公表。「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の改訂、「しまった!と思ったときにはもう遅い」(中堅・中小企業向け企業秘密保持指針)の策定(2006年度)、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の策定(2007年度)。
- 企業の戦略的なノウハウ管理を促すために、先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を公表(2006年度)。
- 大学等における輸出管理体制の整備等を促進するため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を作成し(2007年度)、約900の大学・機関へ配布。

図表44: 中小企業におけるノウハウの管理方法



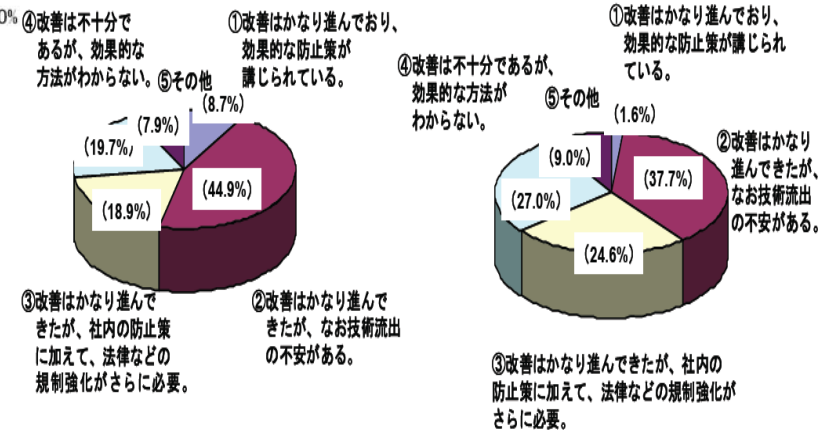
※調査対象: 広域関東圏1都10県に所在する、過去特許出願を行っている中小企業
出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集(2008年)」

図表46: 経済産業省アンケート調査結果(2006年度) その2

- ▶国内外事業所ともに、再発防止策は過半数の企業で進んでいる一方、約4割の企業はなお技術流出の不安があると回答している。
- ▶また、効果的な方法が分からないという企業も約2割おり、さらに法律などの規制強化が必要との意見を約2割の企業が主張している。

(国内事業所)

(海外事業所・現地法人)

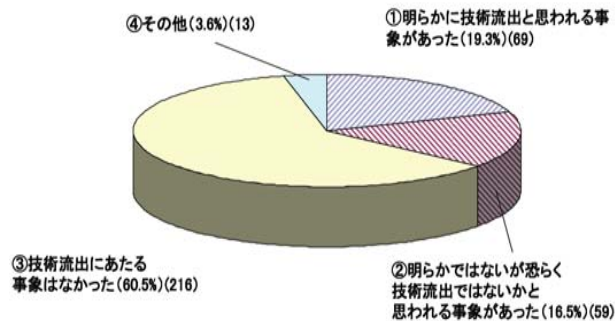


○法制度の改正

- 製造技術や顧客リストの不正取得等に関する罰則の導入(2003年度)、退職後に退職者が行った営業秘密の漏洩に関する罰則の追加(2005年度)等の不正競争防止法の改正。
- 2003年度の営業秘密の漏洩に対する刑事罰の導入(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)以後、2005年度(5年以下の懲役、500万円以下の罰金;法人に対して1.5億円以下の罰金)、2006年度(10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金;法人に対して3億円以下の罰金)にそれぞれ不正競争防止法の刑事罰を強化。
- グローバル化・情報化の進展による技術流出リスク増大に対応するため、技術情報等の適切な管理のための諸方策について、法的措置も含め、2008年度中に結論を得るべく、検討中。

図表45: 経済産業省アンケート調査結果(2006年度) その1

▶貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。



・35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

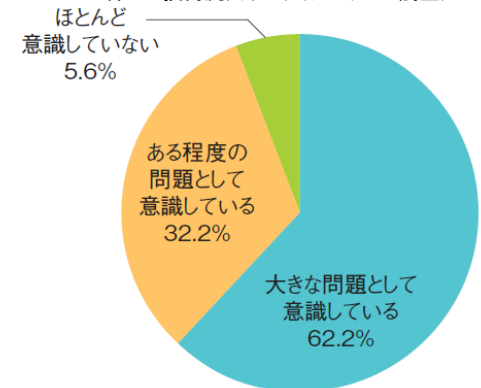
図表47: サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出の問題

コラム 取引先を介した技術流出

半導体材料や液晶材料は日本企業が圧倒的シェアを誇る競争領域として知られるが、その一方で、近年は技術流出が問題視されている。顧客であるユーザーと綿密な擦り合わせを行いながら材料開発を行うこれらの機能性化学材料では、開発段階から顧客にサンプルを提供したり、試験評価データを提供したりしながら量産へと至る。しかし、今や半導体チップや液晶パネルの大口ユーザーは韓国、台湾、中国等のアジア諸国のメーカーであり、しかも、これらの国では大資本のユーザー企業自身が傘下に子会社として材料メーカーを抱えているケースが少なくない。こうした事情から、ユーザーである取引先経由で日本の半導体材料や液晶材料のノウハウが流出しやすいとの懸念を有する企業もある。

出所: 経済産業省「2008年版ものづくり白書」

図表48: サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出リスク(アンケート調査)



※ アンケートの母集団は、「自社内での技術管理が十分にできている」と回答した企業
出所: 経済産業省「2008年版ものづくり白書」

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護 (6/6)

○特許庁における取組

(利用者ニーズの把握)

- 大臣と産業界との意見交換(「特許戦略懇談会合」2006年度)から、産業財産権専門官による全国各地の中小企業への個別訪問に至るまで、知的財産制度利用者とのあらゆるコンタクトの機会を捉え、知的財産制度及びその運用、並びに関係する行政サービスに対するユーザーのニーズの把握に努めてきた。また、アンケート調査、パブリックコメントを通じたニーズの把握も実施。

(知財関係情報提供)

- 特許電子図書館(IPDL)の機能を追加・向上(2006年度:審査書類情報の提供対象を拡大、2007年度:全文テキスト検索機能の追加)。
- 特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置(2006年度)。
- 登録実用新案公報(2005年度から)、意匠公報(2006年度から)のインターネットによる公報の発行を開始。

(審査処理)

- 特許、実用新案について早期審査(審査待ち期間が2~3か月)の要件を緩和。また、特許については、「より早期に権利を取得したい」というニーズに対応し、2008年10月からスーパー早期審査(申請から1月以内に一次審査)の試行を開始(2009年1月末時点で108件の申請あり)。

(料金及び料金手続)

- 2008年6月に特許料、商標の設定登録料等を引き下げ、中小企業等のコスト負担感を軽減。
- 2005年度から、特許出願等の手数料のインターネットを通じた納付の受付開始。2009年1月から、預金口座からの振替により特許料等手数料の納付の受付を開始予定。また、現在、クレジット決済の導入について検討中。

(ニーズ反映の取組強化)

- 特許庁は、中小企業から寄せられた意見・要望に対する検討結果を公表するなど、行政サービスの改善に向けた取組を2007年度から開始。

○農林水産省における取組

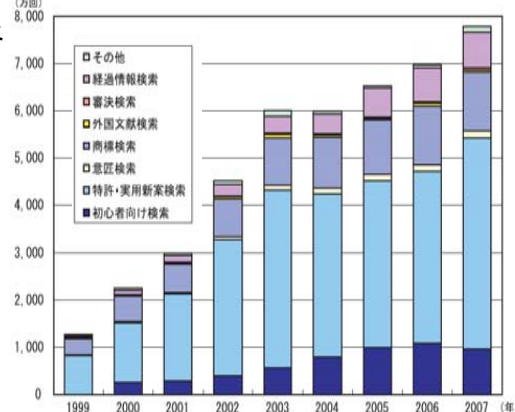
- 2006年度に植物品種登録制度に対する要望のヒアリング調査を行い、その結果を、審査の効率化、迅速化を図るための審査官の計画的確保、審査官の育成強化、品種保護Gメンの増員などに反映。

図表54:「平成19年10月~12月に寄せられた中小企業から寄せられた制度等に対する主なご意見・ご要望について」(出所:特許庁HPIに掲載された2008年3月付資料から抜粋)

- ・サーチ端末の地方経済産業局への設置のご要望について
【ご意見】サーチ端末を特許庁庁舎だけでなく、地方経済産業局特許室にも設置してほしい。
【検討結果】サーチ端末につきましては、各経済産業局の特許室(関東を除く)に隣接している(独)工業所有権情報・研修館地方閲覧室に平成21年度中に設置する予定です。
- ・IPDL(特許電子図書館)の経過情報の更新について
【ご意見】IPDLの経過情報の更新を早くして欲しい。
【検討結果】現在、運営基盤システム及び新検索システムを開発中ですが、その運用開始時までには、IPDLの経過情報についてリアルタイムの情報提供・更新を行う等、ユーザーにとって、より利便性が向上するデータ提供を実現すべく、検討していきます。

<(vi) 利用者のニーズに応じて進化する知財システム>

図表49:IPDLの検索回数の推移



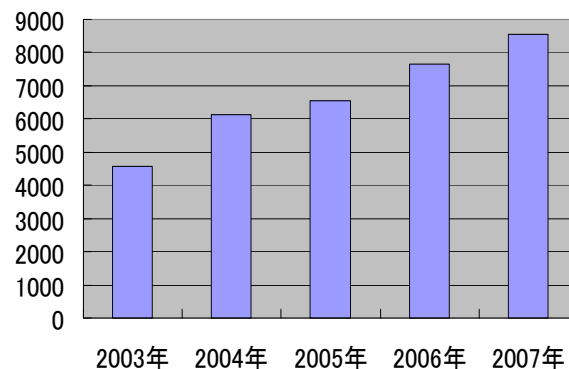
出所:特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表50:2008年6月の料金改正に関する権利を10年間維持した場合の特許・商標関係料金比較

	旧	新 (2008年6月以降)
特許	49万円	44万円
商標	13万円	7万円

※特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料をもとに計算
出所:第12回産業構造審議会知的財産政策部会(2008年1月)資料「特許関係料金の見直しについて」に基づき作成

図表51:特許の早期審査申立件数の推移



出所:特許庁年次報告書に基づき作成

図表52:日米欧における特許取得から維持までに係る料金

	日本	米国	欧州(注3)
出願料	16,000円	\$1,167.4 (138,675円)	€ 132.5 (21,119円)
付加料		公開手数料 \$300 (35,637円)	調査料 € 250 (39,848円)
審査請求料	200,200円		€ 333.8 (53,196円)
その他			指定料 € 80 (12,751円) 権利維持料(注4) € 206.3 (32,874円)
権利取得に必要な費用	216,200円	\$1,467.4 (174,312円)	€ 1,002.5 (159,788円)
権利維持に必要な費用(特許料等)	168,990円	\$4,730 (561,877円)	€ 3,130 (498,891円)
合計	385,190円	\$6,197.4 (736,189円)	€ 4,132.5 (658,679円)

(注1) この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年10月~平成19年9月の平均値)を使用。(1\$=118.79円、1ユーロ=159.39円)

(注2) 日米欧のそれぞれの平均的な出願で試算
(請求項数 日:7、9項(2006) 米:20、6項(2005) 欧:18、0項(2005))

平均維持期間は9年
(注3) 欧州はEPOに指定国4(独、英、仏、伊)として出願され、EPOにて審査を行い、権利取得後はドイツ特許庁へ年金を支払うことを仮定した。

また、EPOへ支払う金額は総額を指定国数4で割り算出した。
(注4) EPOに支払う権利維持費用は、出願から権利設定までに平均44、3月かかっていることから、第3年、第4年分を支払うと仮定した。

出所:第11回産業構造審議会知的財産政策部会(2007年10月)資料「特許料金の見直しの検討について」(特許庁作成)

図表53:外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)(再掲)

	全体費用	うち国外代理人費用(上段) うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円 35万円
PCTルート	109万円	56万円 26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。
PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

出所:(社)日本国際知的財産保護協会「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(2008年9月)
(留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくとも言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表55:おおよその弁理士費用の日米比較

	日本	米国
特許出願時	42万円	10,000ドル 又はそれ以上
拒絶理由通知対応時	13万円	2,000ドル 又はそれ以上

※ 日本の費用は、日本弁理士会アンケート結果(2003年)に基づき作成。「特許出願時」費用は、明細書15頁、請求項5項、図面5枚、要約書1枚の場合の手数料平均値と謝金平均値の合計。「拒絶理由対応時」費用は、補正書作成手数料平均値、意見書作成手数料平均値の合計。
※ 米国の費用は、米国知的財産権法協会(AIPLA)のホームページ上に2005年度に掲載された記事に基づく。
(留意)実際の弁理士費用は、明細書頁数、請求項数等に応じて異なる。

<(i)外国における対策>

○海外における模倣品・海賊版の被害実態

- ・世界全体の模倣品・海賊版の国際貿易額は2,000億ドルと推計(2005年OECD調べ)。
- ・世界全体の模倣品の年間取引額は5000億ユーロ(約80兆円)以上との推計(2004年第1回世界模倣品海賊版撲滅会議(インターポール・世界税関機構共催))も存在し、不正薬物の市場規模と比較しても大きい(2003年の世界の不正薬物小売市場は3,216億米ドル(約32兆円)と推計(2005年国連薬物犯罪事務所「世界薬物報告書」)。
- ・中国、台湾、韓国、タイの4か国・地域における模倣・海賊行為による日本企業の被害額推計値は、利益ベースで1.2兆円、売上高ベースで17.9兆円(2004年特許庁調べ)。
- ・2003年度以降減少していた模倣被害率が2006年度は23.0%となり、前年度より1.0%増加(特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」)

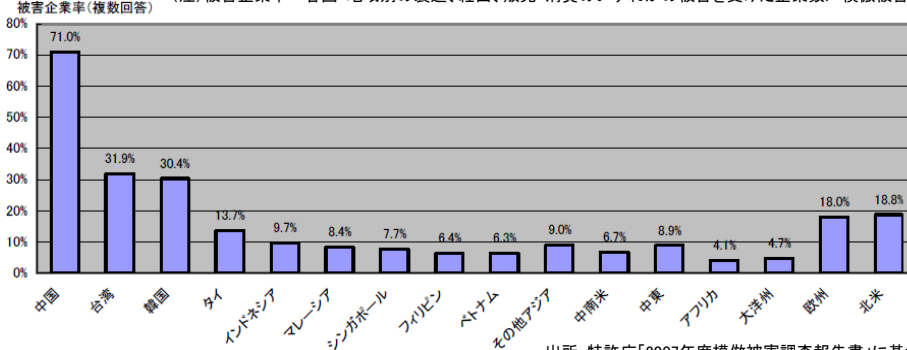


図表56: 海外における被害の増減傾向

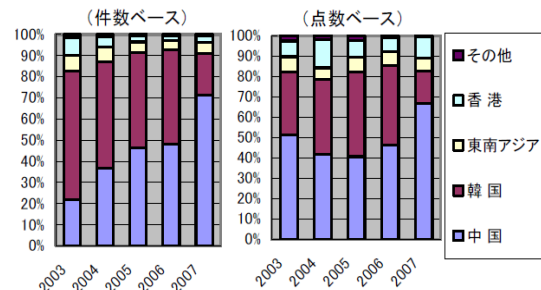
出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

図表57: 模倣被害を受けた国・地域(2006年度)

(注)被害企業率は各国・地域別の製造、経由、販売、消費のいずれかの被害を受けた企業数/模倣被害社数



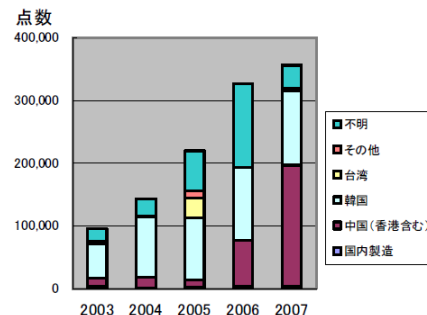
図表58: 税関における仕出国別の知的財産侵害物品差止実績



(注) 東南アジア=タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシア(件数ベースのみ)、シンガポール(点数ベースのみ)

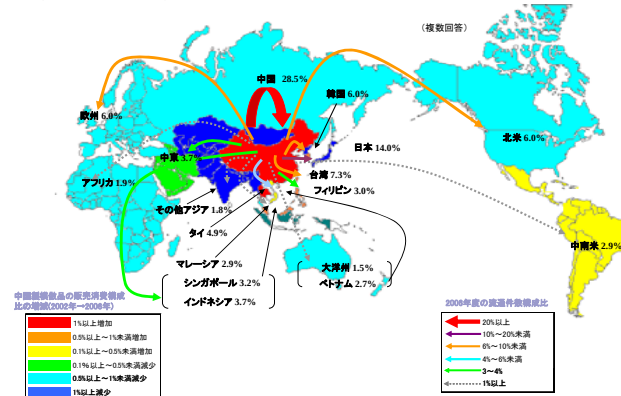
出所: 財務省「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況等」に基づき作成

図表59: 警察等における偽ブランド品仕出国別押収推移



出所: 警察庁「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて」に基づき作成

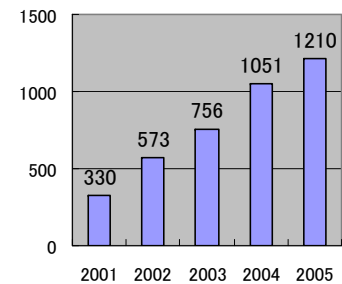
図表60: 中国で製造された日本企業の模倣品の流通経路(2006年)



※ 流通件数構成比: 中国製のうち販売消費国・地域ごとの被害回答社数/全販売地域・地域合計

出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

図表61: 中国の税関における知的財産権侵害事件の摘発件数

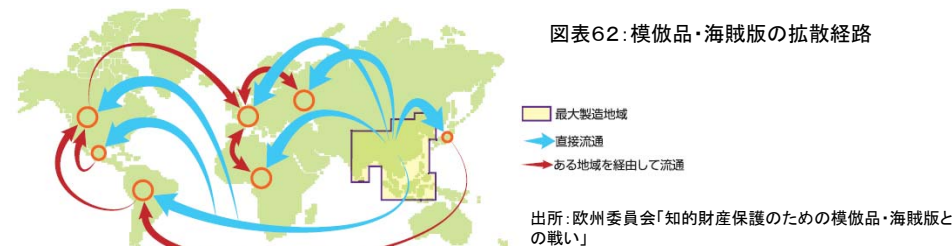


出所: JETRO北京センター資料に基づき作成

○模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)

- ・2005年度のG8グリーンイグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣(当時)から模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA、仮称)の必要性を提唱。2007年10月に日米欧等から、協議開始の報道発表を実施し、2008年6月から条文案をベースとした交渉を開始。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言において、本条約の実現に向けて交渉を加速化し同年末までの交渉完了を追求する旨を記載。

図表62: 模倣品・海賊版の拡散経路



出所: 欧州委員会「知的財産保護のための模倣品・海賊版との戦い」

○官、民による取組

- ・2002年度以降、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを定期的に派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請。2007年度にインド、2008年度にUAE・サウジアラビアに初めて官民合同ミッションを派遣し、知的財産権に係る問題について協議。
- ・日中経済パートナーシップ協議等、二国間ベースで閣僚レベルによる模倣品・海賊版対策強化等の要請(2003年度以降)。
- ・G8サミットにおける知的財産権保護の首脳宣言への記載(2005年以降)、APEC模倣品・海賊版イニシアティブの日米韓共同提案(2005年)等、多国間協議に積極的に関与。
- ・2005年度、すべての在外公館に知財担当官を配置。在外公館向けに知的財産権侵害対応マニュアルを作成。
- ・2005年度、民間からの申立てに基づき外国における侵害状況を調査し、必要に応じて政府間協議等を行う制度(侵害状況調査制度)を導入。
- ・コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の制定したコンテンツ海外流通マーク(CJマーク)を活用し、中国、香港、台湾を対象に現地政府・当局取締機関と共同で取締活動を実施。2005年から2008年7月までに約500万枚の海賊版を押収。

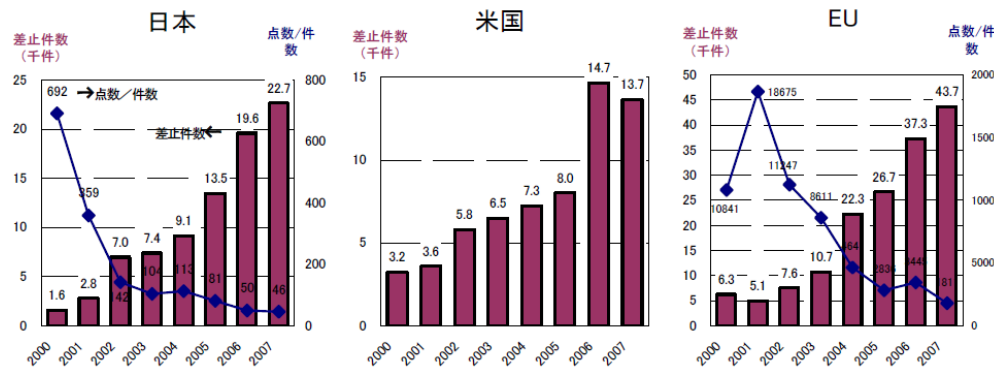
○アジア諸国・地域への協力

- ・アジア諸国・地域を対象(中国を重点対象)とした国・地域ごとの「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」を策定(2005年度)。

<(ii) 国内における対策(1/2)>

- ・知財侵害物品の輸入差止件数は年々増加、2007年には過去5年間で3倍以上の伸び。輸入差止額は年間約385億円と推計(2007年)。
- ・特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権の侵害物品並びに不正競争防止法違反物品につき、輸入差止申立制度を導入(2003年度から順次)。
- ・法律的・技術的専門性を伴った侵害判断のため、関係行政機関及び専門委員(学識経験者)への意見照会制度を導入(2003年度から順次)。
- ・認定手続において税関が侵害物品の見本を権利者に提供し検査させることができる「サンプル分解制度」を導入(2005年度)。
- ・税関が知的財産侵害物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続をとるよう通達に明確化(2006年度)。
- ・輸出取締制度(2006年度)、通過取締制度(2008年度)を導入。

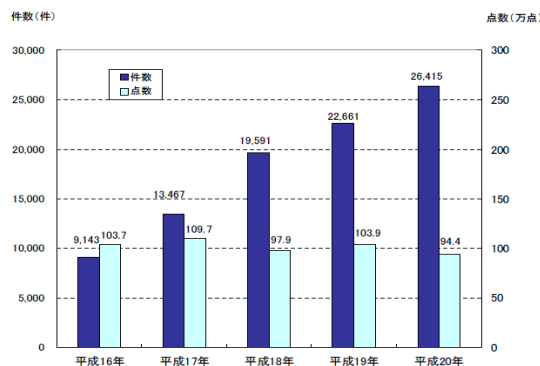
図表63: 水際での没収・差止実績の推移(日米欧比較)



(資料) 日本は、財務省発表「知的財産侵害物品の差止状況」をもとに作成。米国は、税関・国境保護局公表「TOP IPR SEIZURES」をもとに作成。押収点数については不明。なお、件数ベースでは2007年度は減少しているものの、金額換算ベースでは、155百万ドルから197百万ドルに増加している。EUは、欧州委員会税関・関税同盟総局公表の「模倣品・海賊版: Statistics recorded at the external borders of the EU」をもとに作成。2001年の1件あたりの点数が突出しているのはオランダで差止点数が一時的に急増したため。なお、EUの特徴としてたばこ商品の侵害物品の押収量が半数以上を占めている。

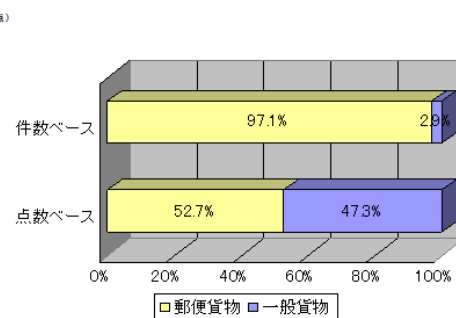
出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

図表64: 知的財産侵害物品の輸入差止実績



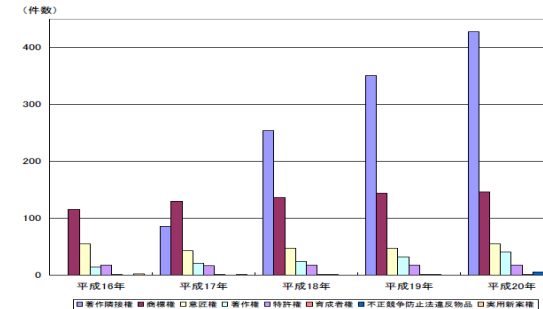
出所: 財務省「平成20年の税関による知的財産侵害物品の差止状況」

図表65: 輸送形態別差止実績(2007年)



出所: 財務省「平成20年の税関による知的財産侵害物品の差止状況」に基づき作成

- ・認定手続の簡素化の観点から、一定期間内に輸入者から何ら意思表示されない場合、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みを導入(2007年度)。
- ・差止申立手続の簡素化の観点から、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取り扱うことを可能とする制度を導入(2008年度)。
- ・税関の知的財産専担職員を増員(2003年度40名→2008年度77名)。

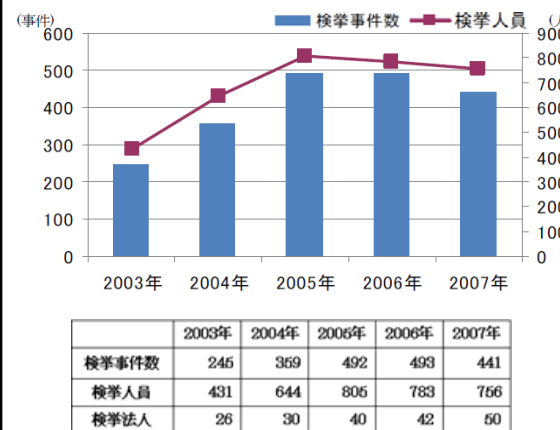


図表66: 輸入差止申立て件数の推移

出所: 財務省「平成20年の税関による知的財産侵害物品の差止状況」

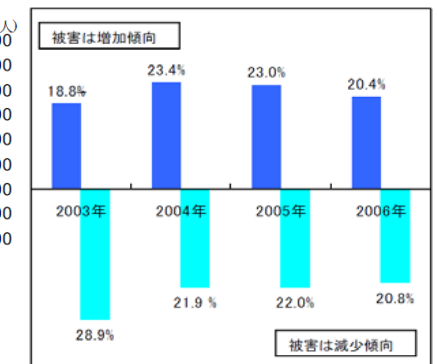
- ・知財権侵害事犯による検挙事件数は年々増加、2006年には過去5年間で倍増。近年は緩やかな減少傾向。
- ・特許権、商標権、営業秘密、著作権、育成者権等の侵害に関して、刑事罰の上限を引き上げ(2006年度以降順次、特許の場合: 10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科、法人処罰に係る罰金刑を3億円)。
- ・不正競争防止法を改正し、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用(2005年度)。
- ・上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行(2007年度)。
- ・国内での取締強化のために、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度(警視庁管内に160名、神奈川県警管内に5名: 2008年7月時点)、品種保護対策役(農林水産省に16名: 2008年4月時点)を導入。

図表67: 知的財産権侵害事犯による検挙実績



出所: 警察庁「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて」に基づき作成

図表68: 国内における被害の増減傾向

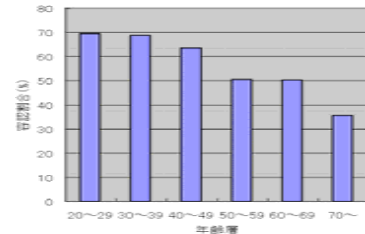


出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

<(ii) 国内における対策(2/2)>

- 関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表70:「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)



図表72: 模倣品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



出所: 特許庁HP

図表73: 警察庁・不正商品対策協議会ポスター



出所: 不正商品対策協議会HP

図表74: 財務省税関ポスター

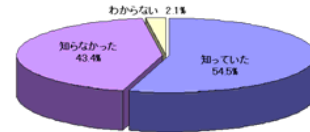


出所: 財務省HP

図表69:「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方ないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているのだから、購入しても仕方ない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

図表71: 政府の啓発活動の認知度(2008年)



出所: 内閣府「特別世論調査」に基づき作成(図表51～53)

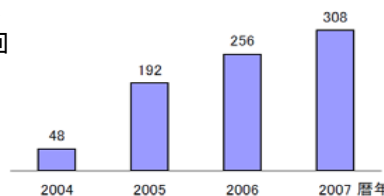
○模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議の設置

- 関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議を設置(2004年7月)。これまでに5回の会合を開催し、相談対応体制、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)構想に向けた基本方針等を決定。

○政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置

- 政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を経済産業省製造産業局に開設(2004年度)。2007年末までに相談件数は804件。

図表75: 政府模倣品・海賊版対策総合窓口相談件数の推移



※ 2004年は8月～12月の間の件数

出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

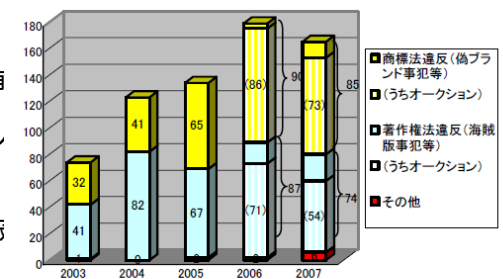
<(iii) インターネットにおける対策強化>

- 模倣品・海賊版のネット利用事犯の検挙事件数は年々増加、近年は横ばい。模倣品の発見契機としては、ネット事犯が店頭事犯を上回っている(2006年)。

○ネットオークション対策

- ネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を構築。
- 2005年度、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立。同協議会により官民が連携してとるべき対策を提言した報告書(2006年度)、2007年度活動報告が公表(2008年度)。
- 上記対策の結果、ネットオークション事業者に対する権利者からの削除要請件数が年々減少。

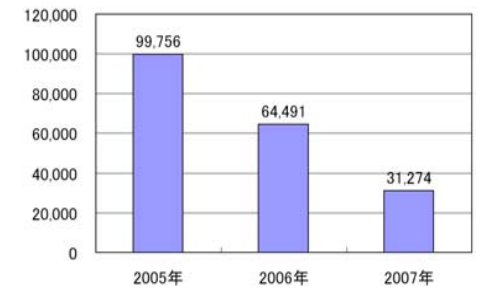
図表76: インターネット利用検挙事犯推移



(資料) 警察庁「平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について」をもとに作成(オークション件数データは2006年から公表)

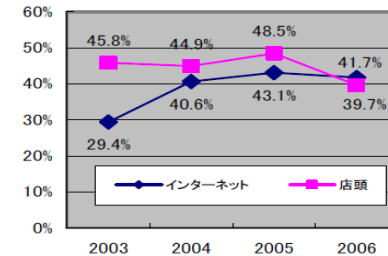
出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

図表78: インターネットオークションに関する権利者からの削除要請件数



出所: 「平成19年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書」

図表77: 模倣品発見の契機

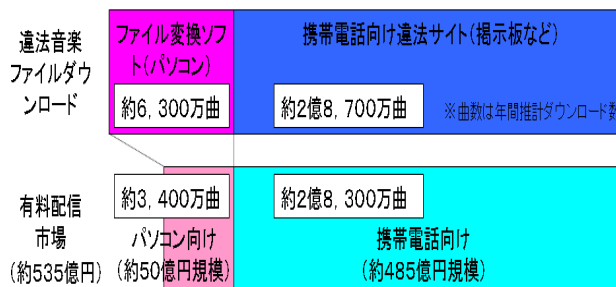
(資料) 特許庁「模倣被害調査」をもとに作成
比率=方法別発見社数/国内販売被害回答社数

出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

○ファイル共有ソフト対策等

- 2008年5月、著作権団体と電気通信事業者が共同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を設立。
- 2008年6月、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)と政府が合同で訪中ミッション(北京、上海)を派遣し、インターネット上における著作権侵害の違法アップロード問題の改善について、中国政府に申し入れるとともに、業界団体等と意見交換を実施。

図表79: 違法音楽ダウンロードと有料配信市場の対比



出所: 日本レコード協会2006年11月調査に基づき作成

図表80: Winnyによる被害実態調査

Winnyによる被害相当額は推計約100億円(音楽ファイル4.4億円、コンピュータソフトウェア等95億)。
※2006年、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会及び(社)日本音楽著作権協会がネットワーク巡回による調査を実施。被害相当額は、調査を行った6時間における流通量から推計したもの。

出所: コンピュータソフトウェア著作権協会資料に基づき作成

3. 知的財産の活用 (1) 知的財産の戦略的活用 (1/2)

<(i) 企業の知財戦略の高度化>

○企業における取組の強化

- 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略を推進すべく知財担当役員(CIPO)の設置を奨励(2006年度～2008年度)。
- 企業の知財戦略策定に資するよう「知財戦略事例集」及び「知的資産経営マニュアル」を公表(2007年度)。「知財戦略事例集」において、三位一体の取組事例や知財担当役員(CIPO)の設置事例等を公表。
- 特許庁幹部(長官・特許技監・特許審査部長)等と企業経営層・知財責任者等との意見交換会を約100回/年実施することで、企業における知財の意識向上を推奨した(2003年度以降)。
- 移転価格税制上の運用の明確化を図るため「移転価格指針(事務運営指針)」及び「参考事例集」を公表(2007年度)。これらの指針等に基づいて適正な取引を促すとともに、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する「事前確認手続」の周知を図り、企業等の利用を促した。
- 知財関連情報の開示を促進するため、「知的財産情報開示指針」(2004年度)、「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年度)を公表。
- 知財報告書、アニュアルレポート、知的資産経営報告書等(以下、知財報告書等)の開示状況は以下のとおり。

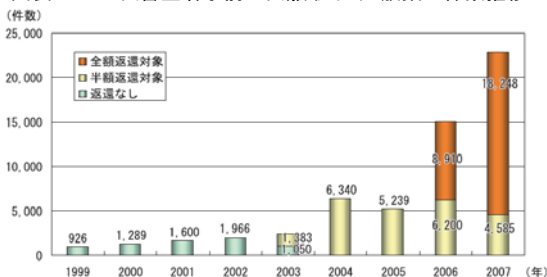
図表82: 知財報告書、知的資産経営報告書等の開示件数

年度	2004年	2005年	2006年	2007年
作成企業	13社	22社	61社	84社

出所: 経済産業省調べ

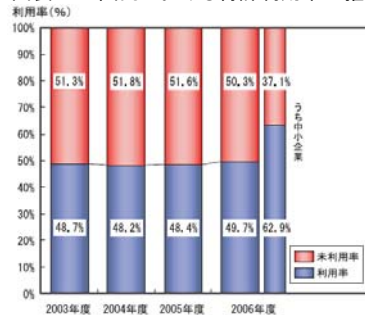
- 定期的な棚卸しの推奨や保有資産の再評価を奨励(2007年度～2008年度)。
- 一次審査着手前の出願の取下げは2004年度以降から大幅に増加。
- 2003年度から2006年度の特許権の未利用率は、概ね50%で推移。

図表83: 一次審査着手前の出願取下げ・放棄の件数推移



出所: 特許庁行政年次報告書 2008年度版

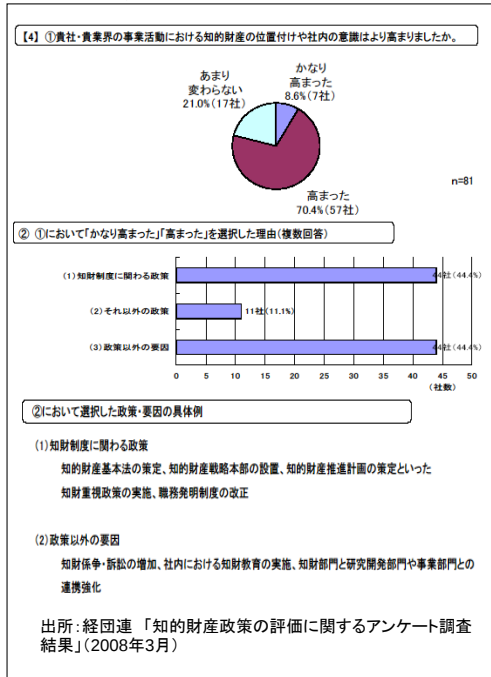
図表84: 国内における特許利用率の推移



	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
国内特許所有件数(件)	990,272	996,417	1,015,183	1,036,868
うち利用件数	48.7%	48.2%	48.4%	49.7%
うち未利用件数	51.3%	51.8%	51.6%	50.3%

出所: 特許庁行政年次報告書 2008年度版

図表81: 経団連アンケート調査



<(ii) 知的財産を活用した事業活動の環境整備>

○技術移転・特許流通の促進

- 知財流通と知財を活用した資金調達の実態について国内外の調査結果を取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」を公表(2007年度)。
- 特許法73条等の共有の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を開始(2008年度)。
- 農林水産分野の知財の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築(2008年度)。

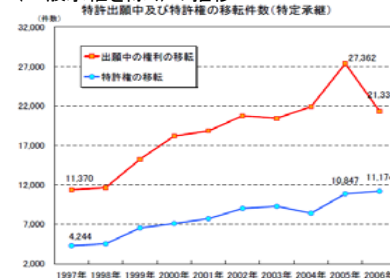
○技術移転・特許流通データベース

- 工業所有権情報・研修館(INPIT)の特許流通促進事業について、2008年3月末までに延べ954名の特許流通アドバイザーが派遣され、10,672件の契約が結ばれた。2007年末時点の経済インパクトは2,674億円(INPIT試算)。
- 特許流通データベースに登録された特許件数は、2007年度に52,287件。
- 科学技術振興機構(JST)の特許情報(出願から1年半未満の未公開特許情報を含む)データベース(J-STORE)に登録された特許件数(公開、未公開、外国特許を含む)の件数は、2007年度に13,638件。

○権利の移転の推移

- 出願中の権利の移転、特許権の移転件数(相続・合併等の一般承継を除く)も増加傾向。1997年度に特許権の移転件数は4,244件であったが、2006年度には約3倍の11,174件まで増加。

図表88: 特許を受ける権利、特許権の移転件数(一般承継を除く)の推移



出所: 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 通常実施権等登録制度WG報告書

○ライセンス保護の強化

- 特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法」の一部を改正する法律が成立(2007年度)し、2008年10月から施行。
- 通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が成立(2008年4月)。

図表85: 特許流通データベースに登録された特許の推移

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
登録数	55,639	58,001	58,571	58,643	52,287

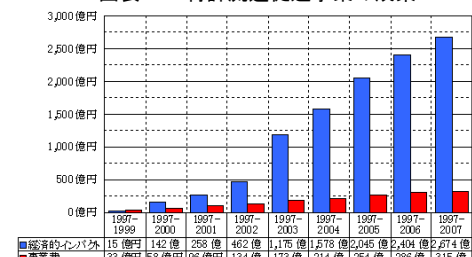
出所: 特許庁調べ

図表86: J-STOREに登録された特許等の推移

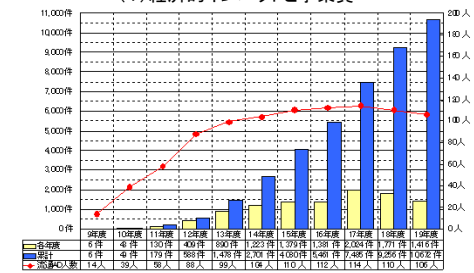
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
未公開特許	1,205	1,461	1,410	1,181	936
公開特許	4,247	6,682	8,300	9,721	11,996
外国出願特許		213	469	578	737
合計	5,452	8,356	10,179	11,480	13,669

出所: 文部科学省調べ

図表87: 特許流通促進事業の成果



(1) 経済的インパクトと事業費



(2) 特許流通アドバイザーの支援による契約件数推移
出所: INPITホームページ

図表89: 通常実施権の登録率

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
実施許諾件数	101,018	1,210	7,990	54,395
現存登録件数	1,315	29	74	1,700
登録率(%)	1.3	2.4	0.9	3.1

(資料)実施許諾件数: 特許庁平成18年「知的財産活動調査報告書」(推計値)

現存登録件数: 特許庁調べ(平成18年)

出所: 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度WG報告書(2008年)

3. 知的財産の活用 (1)知的財産の戦略的活用 (2/2)

○知財ファイナンスの強化について

- ・信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加（2004年度）
- ・知財信託制度のメリットや事例を公表（2006年度）
- ・グループ企業内信託の申請書類のサンプルをWebサイト上で公表（2007年度）

図表90：知財信託の登録件数の推移

	2005年	2006年	2007年
特許權	394	4	18
實用新案權	9	0	1
意匠權	11	8	347
商標權	39	2	144

出所：特許庁行政年次報告書 2008年度版

- ・日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベースで210億円、件数ベースで310件(2008年3月末)。
- ・日本貿易保険の知財権等のライセンス保険の引き受け数は59件(2008年3月末)。
- ・特許を受ける権利の移転(出願中の特許の移転)の増加に伴い、知財を活用した資金調達を促進するため、特許を受ける権利を質権の目的とすべきか検討を開始(2008年度)

＜(iii) 知的財産の公正な活用の促進＞

○正当な権利行使の在り方について

- ・ソフトウェア分野におけるイノベーションを促進する観点から、経済産業省はソフトウェアの知的財産権の在り方や産業側の対応について検討を行い、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について取りまとめ、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表（2006年度）。
- ・知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 情報通信PT」において、パテント・コントロール対策を含む正当な権利行使の在り方について議論し、報告書を公表（2007年度）。
- ・特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」において、パテント・コントロール問題に対する政策提言を公表（2008年8月）。2008年10月以降に「産業の発展を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究会」を開催し、2008年度中にガイドライン又は検討報告書を取りまとめる予定。

図表91：情報通信PT報告書

今後の取組としては、国内外の動向を踏まえつつ、権利濫用の法理や独占禁止法の適用等も視野に入れながら、例えば以下の観点を参照して、適切な知的財産権の権利行使の在り方につき、様々な場で多角的な議論を深めるべきである。さらに、議論の進展等を睨みつつ、適切な知的財産権の権利行使の在り方に関して、諸外国と連携して国際的な共通認識の確立を図ることにも重要である。

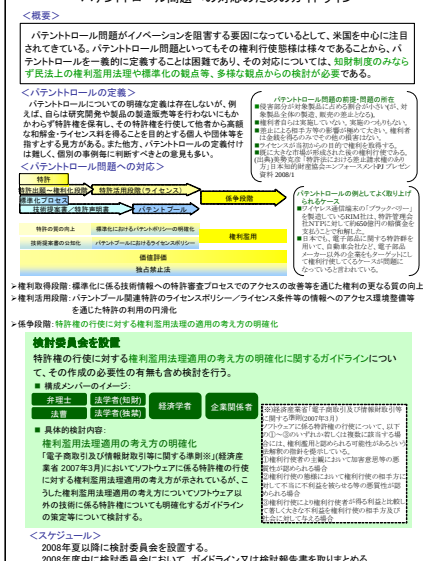
＜権利濫用と公益性の観点＞

- ①「準則」の考え方を参考にした主観的態様や客観的行為態様
 (例えれば、専ら不当な利益を獲得することを目的として権利行使する行為、製品を差止めする緊迫性が明らかに低いにもかかわらず差止請求する行為、合理的な理由なく高額なライセンス料を要求する行為等)
 ②米国最高裁のeBay判決で示された4要件
 ③独禁法禁止の考え方(例えば、外形上は正当な権利行使のように見えるが行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさ等から判断すると、知的財産制度の趣旨を逸脱又は同制度の目的に反するため独占禁止法違反であると認められる等)
 > 権利行使の相手先と実質的な被害の観点>
 ④黙示の許諾(例えば、部品の特許権に關して当該部品を製造販売する企業に権利行使せず、当該部品を組み込んだ最終製品を製造・販売する企業に対して権利行使する場合に、黙示的に実施を許していると考えられるか否か等)
 ⑤事業者側の侵害の「過失の推定」を覆すことが可能か(例えば、特許権に係る部品等がブラックボックスであった場合、当該部品を部品メーカーから購入して最終製品を製造・販売する際に、最終製品を製造・販売する企業側に過失があると考えられるか否か等)

出所：知的財産戦略本部 競争力強化専門調査会
情報通信PT報告書（2007年）

圖表92：特許庁政策提言

パテントロール問題への対応のためのガイドライン



出所：特許庁「イノベーションと知財施策に関する研究会」報告書（2008年）

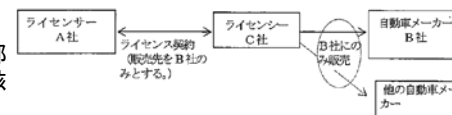
○独占禁止法と知財関連法の関係について

- ・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表(2005年度、2007年度改定)。
- ・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表(2007年度)。
- ・知財分野における独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足。また、知財分野において2002年4月から2008年3月末まで勧告3件、警告1件。
- ・「独占禁止法に関する相談事例集」を毎年公表。知財に関係する相談事例が平成16年度、平成17年度、平成19年度版にそれぞれ掲載されており、各事例の概要は下記のとおり。

●事例1（平成16年度）：

特許ライセンス契約における販売先制限

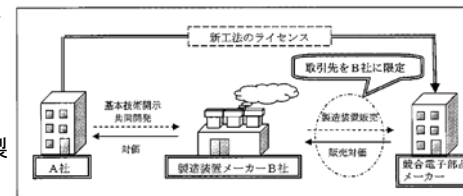
自動車メーカーが、部品メーカーに対してある自動車部品に係る特許をライセンスするに当たり、契約書に当該特許技術を用いた製品の販売先を特定の自動車メーカーに限定する条項を設けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例



●事例2（平成17年度）：

特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限

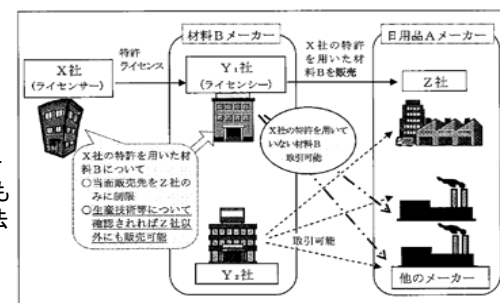
電子部品メーカーが、自ら開発した電子部品の製造方法に関する製法特許及び技術ノウハウについて、競合する電子部品メーカーにライセンスする際、当該製法特許に基づく電子部品の製造に特定事業者の製造する製造装置の使用を義務付けることが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例



●事例3（平成19年度）：

特許製品の販売先の制限

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術を用いた製品の販売先を制限することは、その理由、制限内容等から公正な競争を阻害するものと認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものでない」と回答した事例。



〇オープン・ソース・ソフトウェア、情報システムの信頼性向上に関するガイドラインの作成
(オープン・ソース・ソフトウェア関係)

- ・「オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」を公表(2003年度)
 - ・「オープンソフトウェアの法的諸問題に関する調査」を公表(2003年度、2005年度改定)
 - ・「ユーザ企業・自治体のためのオープンソースソフトウェア活用上の留意点」を公表(2003年度)
 - ・「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」(2004年度、2005年度改定)
 - ・「GNU General Public License version3(GPLv3)日本語訳」を公表(2007年度)
- (情報システムの信頼性向上関係)
- ・「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」報告書・情報システム・モデル取引・契約書＜第一版＞(2007年度)、＜追補版＞(2008年度)を公表

3. 知的財産の活用 (2) 国際標準化活動の強化 (1/3)

<(i) 産業界の意識改革>

○経営相当を対象とした啓発活動

- 国際標準化に関する各種のシンポジウム、セミナー等を開催。

図表93:シンポジウム、セミナー等の開催状況

名称	対象	開催日時	開催場所
国際標準化官民戦略会議※1	企業トップ	H18. 11	経済産業省
国際標準化セミナー ※1	企業経営者、管理者	H19. 11	三田共用会議所
第1回事業戦略と標準化シンポジウム※3	企業経営者、管理者	H17. 3	経団連会館
第1回事業戦略と標準化ミニシンポジウム	企業経営者、管理者	H18. 1	経団連会館
第2回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H18. 3	経団連会館
第3回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H19. 3	経団連会館
第4回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H20. 6	経団連会館

※1「国際標準化官民戦略会議」

企業経営者の国際標準に関する理解増進を図るため、経済産業大臣と企業トップが出席のもと開催。

※2「国際標準化セミナー」(主催:経済産業省、共催:(社)日本経済団体連合会及び(財)日本規格協会)

経済産業大臣、アラン・プライデンISO事務総長や三菱電機(株) 野間口氏が出席。アラン・プライデンISO事務総長等の基調講演のほか、国際標準化の第一線で活躍する専門家からの事例紹介などを実施。

※3「事業戦略と標準化シンポジウム」(主催:経済産業省、共催:(社)日本経済団体連合会)

標準化経済性研究会(経済産業省委託事業)での取組を広く国民の皆様へ広報することを目的とし、当該研究会の成果報告(国際標準化に関する事例研究など)や産学官の有識者によるディスカッションを実施。

●事業戦略と標準化シンポジウム



出所:
http://www.ipnext.jp/event/houkoku/houkoku_detail0326_01.html

●国際標準化セミナー



出所: http://www.team-ogiwara.net/archives/2007/11/post_313.html

- 経済産業省において、2006年より積極的に企業訪問を行い、国際標準化の取組について、120社以上に説明するとともに、企業経営層との意見交換を実施。
- 産学官連携推進会議(第7回)では、分科会において「国際競争力強化のための知財戦略」等について議論が交わされ、当初から世界標準を狙った研究開発を進める必要性が指摘された。

○標準化に関するアクションプランの策定

- 日本経団連が「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定(2007年)

「経営層を含め、国際標準化活動の重要性に関する理解の増進を図る」、「産業界における国際標準化への取り組み状況を把握する」等を当面取り組む主な事項としてとりまとめ。

- 情報通信分野に関する標準化戦略及び標準化計画の策定((社)情報通信技術委員会)

情報通信分野の重点テーマについて中期標準化戦略及び標準化計画を毎年度策定。

- 国際標準化アクションプランの策定及び改訂(日本工業標準調査会)

総論において国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割などを記載するとともに各論にて分野毎に具体的な国際標準化の重点テーマ等を選定し、短・中期的な計画をとりまとめた。

○標準化に関するガイドラインの作成など

- 「事業戦略への上手な国際標準化活用のススメ」(2007年、標準化経済性研究会)

企業が国際標準化への取り組みの重要性を改めて認識し多様な国際標準化スキームを戦略的に活用することができるよう代表的な国際標準化事例等を整理。

- 「ICT国際標準化推進ガイドライン」(2008年6月、総務省)

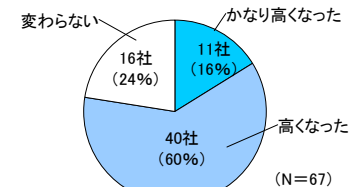
企業、大学、政府関係機関など産学官の幅広い関係者、とりわけ企業経営層がその重要性に対する認識を高めることを主眼とし、標準化の事例のほか我が国の標準化活動強化に向けた産学官連携や欧米に対応するアジア連携等について記載。

- 「コンセンサス標準戦略-事業活用のすべて」(2008年)

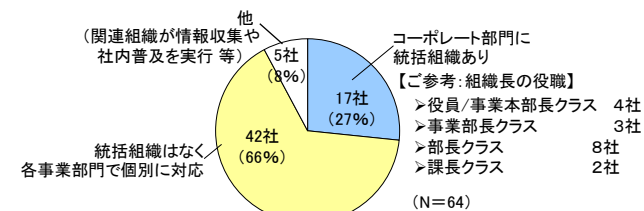
多数の事例について標準化経済性研究会が分析した、標準化が事業に与えた影響を整理。「試験・検査方法標準の戦略的活用」、「国際標準化における競争と強調の戦略」や「コンセンサス標準における知的財産の役割」等に関する詳細な分析の結果を記載。

図表94:経団連アンケート調査

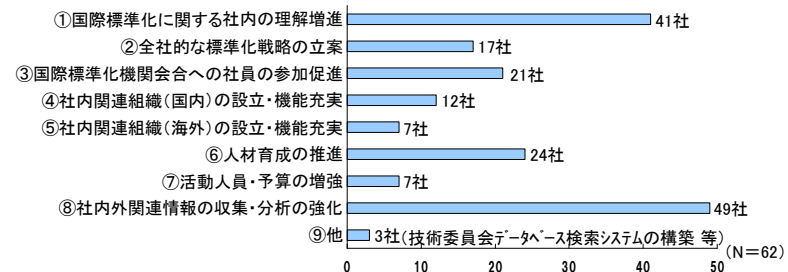
企業活動における国際標準化の重要性のここ数年での変化



国際標準化活動に関する組織体制



強化している/強化しようとしている取り組み



出所:(社)日本経済団体連合会アンケート(2008年3月 知的財産委員会)

<(ii) 我が国全体としての国際標準化活動の強化>

○政府による国際標準化に関する戦略等の策定

- 2006年、イノベーションの促進、国際競争力の強化及び世界のルール作りへの貢献を図るべく、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」を決定。
- 2006年、国際標準提案を積極的に行い、ISO等の関係委員会において我が国の発言力を高めるため、経済産業省は「国際標準化戦略目標」を掲げ、国際標準化活動への取組を抜本的に強化。
- 2008年、我が国のICT分野の国際競争力を強化するため、研究開発戦略、標準化戦略及び知的財産戦略を一体化した包括的な技術戦略を着実に実施していく必要がある等の認識の下、総務省は「我が国の国際競争力強化のためのICT研究開発・標準化戦略」を策定。
- 2008年10月、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)」を改定し「研究者等の業績の評価」において、研究者の業績の評価の際には、「研究開発の実績に加え、…国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して評価を行う。」ことが明記された。
- 2008年、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を制定し、国が国際標準に関する国際機関への参画等国際標準への適切な対応に必要な措置を講ずることや研究開発法人、大学及び事業者が国際標準に関する専門的知識を有する人材の確保・育成等の国際標準への適切な対応に努めることが規定された。

○関係省庁の連携強化

- 2007年、「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を設置・開催し、ISO、IECにおける新たな分野(教育サービスなど)を含め、国際標準全般について関係府省庁間の連携強化を推進すること及び定期的な開催を行うことを確認。

○海外の情報収集体制の強化

- 2005年より、経済産業省において、国際標準化に関する国際的な動向等の把握のため、在外公館等への赴任予定者を対象とした標準化に関する研修を実施(3回、約100名に実施)。

○研究開発と標準化活動の一体的推進

(産業技術総合研究所)

- 2004年7月、産総研は産学官連携推進部門に工業標準部を設置。
- 標準化ポリシーの制定及び改定を行った。「工業標準に係る産総研の役割」として「標準化を視野に入れた研究開発の推進」、「研究開発成果の普及に資する規格の作成」及び「国際標準化活動への参画」を明記。
- 2001年度から2007年度までの累計で47件の国際標準提案。
- ((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))
- 2005年7月に標準化担当主幹を設置、2006年1月に標準化・知的基盤グループを設置した後、2007年8月に標準化担当(他に知的基盤等も担当)統括主幹を設置。

図表95:NEDOの研究開発と標準化活動の一体的推進



- 研究開発プロジェクト終了後に個別に標準化を実施するフォローアップ型(2007年度に18件)、研究開発プロジェクトと同時並行して標準化を実施する同時並行型(2007年度に22件)の2つの類型により研究開発と標準化活動を一体的に推進。これらの取組に基づき、2007年度中に4件の国際提案を行った。

(総務省)

- 戦略的情報通信研究開発推進制度(国際競争力強化型研究開発)により、我が国のICTの国際競争力を向上させていくため、国際標準となる可能性の高い技術など、将来的に国際市場の開拓が見込める技術の研究開発について研究資金を配分。当該研究開発の応募件数及び採択件数は右のとおり。

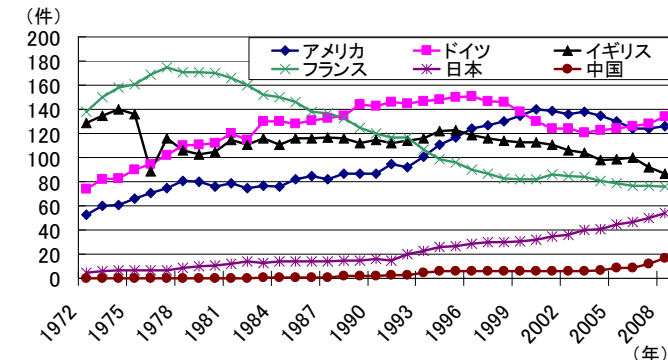
図表96:国際競争力強化型研究開発採択等件数

H20年度		H19年度		H18年度	
応募	採択	応募	採択	応募	採択
20件	2件	17件	3件	17件	3件

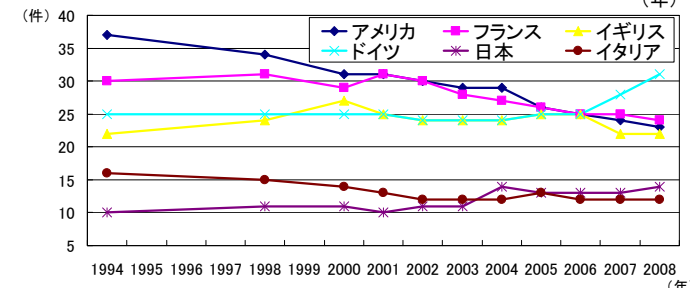
○国際標準化機関における議長・幹事等のポスト獲得

- 2007年10月のITU-R(国際電気通信連合 無線通信部門)総会において、標準化体制の見直しや各SG(研究委員会)の議長ポスト等の見直しが行われ、我が国は6つのSGのうち、1つのSGについて議長ポストを獲得し、2つのSGについて副議長ポストを獲得。
- 2008年10月のITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)総会において、標準化体制の見直しや各SGの議長ポスト等の見直しが行われ、我が国は10のSGのうち、2つのSGについて議長ポストを獲得し、6つのSGについて副議長ポストを獲得。
- 2007年、ISO/IECにおける幹事国を新たに5件引受け(幹事国引受け数合計71件)。

図表97:ISOにおける主要国の幹事国引受け数推移



図表98:IECにおける主要国の幹事国引受け数推移



○国際標準化機関における国際標準案等の提案

図表99:ISO/IECへの提案件数推移(3カ年平均の推移)

	ISO・IEC (日本計)	ISO・IEC (総数計)	割合 (%)
2001-2003	63	714	8.8
2002-2004	71	700	10.1
2003-2005	86	619	13.9
2004-2006	94	765	12.3

図表100:ITU-Tへの提案寄書数の推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
ITU-TのSGにおける我が国提案の寄書総数の推移	47件	135件	202件	180件

※ITU-T:国際電気通信連合 電気通信標準化部門

※SG:研究委員会(Study Group)

○ワンストップ窓口の整備

- 2005年、日本規格協会に「国際標準化支援センター」を設置。国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成に関する取組が行われている。
- 2008年7月、(社)情報通信技術委員会、情報通信ネットワーク産業協会、(財)テレコムエンジニアリングセンター、(財)テレコム先端技術研究支援センター、(財)電気通信端末機器審査協会、(社)電波産業会、(財)日本ITU協会、(社)日本CATV技術協会の8団体で任意団体として「ICT標準化・知財センター」を設立。ICT分野の国際競争力を強化することを目標に、我が国における国際標準化・知財に関する様々な取り組み(国際標準化に関する普及・啓発、戦略策定及び人材育成)を統括する拠点として活動。

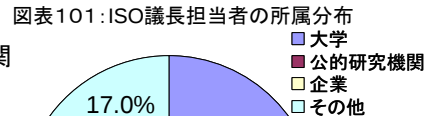


3. 知的財産の活用 (2) 国際標準化活動の強化 (3/3)

<(iii) 国際標準人材の育成>

○大学・公的研究機関の貢献

- 我が国の国際標準化活動における大学・公的研究機関関係者の貢献は大きい。
- 我が国が獲得したISOの議長ポストのうち、約半数(47.2%)は大学・公的研究機関の関係者が担っている。



○顕彰制度の充実

- 標準化活動や適合性評価活動に関与し、顕著な功績のあった個人等に対する「経済産業大臣表彰」に加えて、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」を創設。また、国際標準化活動関係者に対する「産業技術環境局長表彰」を新たに創設(2007年10月)。
- 鉄道技術標準化調査検討会(国土交通省、鉄道事業者、メーカ、研究機関、関係団体等により構成)は、鉄道分野における標準化活動の重要性認識の増進を目的として、2007年度から「標準化活動貢献者表彰」を実施。

図表102: 内閣総理大臣表彰副賞



○研修・セミナーの開催

- 国際電気通信連合(ITU)等における我が国からの出席者の活動強化を図るため、若手・中堅専門家を対象に「国際会議と国際交渉実践セミナー」を開催。
- ISO/IECにおける日本代表、TC/SCの議長・国際幹事等として活動している者を対象に国際標準化リーダーシップ研修を実施。
- ISO/IEC等における我が国の国際標準化活動において、国際標準原案作成に関わっている者等を対象に国際標準作成研修を実施。
- 「TC/SC 国際幹事」や「WG コンビナー」等の新任者を対象に国際幹事等実務者研修(ISOTCサーバー研修)を実施。

図表103: 「国際会議と国際交渉実践セミナー」



○学生等の教育

- 2006年から、経済産業省等から講師を派遣し、「身のまわりにある標準化」や「社会に役立つ標準」などをテーマとして小中高及び高専を対象に「標準化出前授業」を実施。これまで、10以上の小中学校、20以上の高校・高専において実施。

図表104: 大学・大学院における標準化に関する講座等

ビジネスソリューションとしての標準化(講座)	関西学院大学
イノベーションと標準化(講座)	東京工業大学
標準化人材育成講座ー電気・電子・情報分野の標準化教育(講座)	千葉大学
情報通信システムの国際標準化の枠組みと現状	京都大学
情報通信分野における標準化戦略	中央大学
情報通信分野の標準化・知財戦略	早稲田大学

<(iv) アジア等諸外国との連携強化>



- アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定(2007年)。
- 2007年のISO総会において、ISOにおけるTCの設置等について決定権を有するTMB(技術管理評議会)の常任国として日本が承認された。

図表105: アジア・太平洋地域における会合の開催・参加状況

会合名	対象国	開催時期	開催場所
第30回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H18.5	ケープタウン・南アフリカ
第31回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H19.4	カルタヘナ・コロンビア
第32回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H20.4	上海・中国
第5回北東アジア標準協力フォーラム	日本・中国・韓国	H18.11	海南島・中国
第6回北東アジア標準協力フォーラム	日本・中国・韓国	H19.11	淡路島・日本
第25回日韓標準化会合	日本・韓国	H18.12	東京・日本
第26回日韓標準化会合	日本・韓国	H19.12	釜山・韓国
日中標準化協力協議	日本・中国	H19.11	淡路島・日本

- ISOにおいてアクセシブルデザインに係る国際標準案5件を日中韓共同で提案(2007年)。
- 2008年4月よりIST/TC38(繊維)の国際幹事を中国と共同で引受け。
- NGNの国際標準化において、日中韓の研究機関のネットワークを国際回線で接続した実証実験環境を構築し、2008年3月より相互接続実験を開始。当該共同実験については、アジア発の国際標準化に向けて実験結果を踏まえた日中韓でのITUへの共同提案を実施予定。

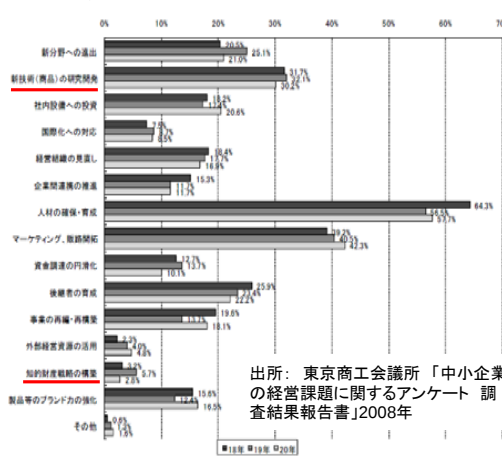
<(v) 国際標準に関するルールづくりへの貢献>

- 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて「標準に係る特許権について裁定通常実施権制度により対応することの是非」について検討され、「早急な結論は出すべきではない」との結論(2004年)。
- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表(2005年)。
- 日本知的財産仲裁センターにおいて技術標準の必須特許に関する判定業務が開始された。現在、日本におけるデジタル放送規格(ARIB標準規格)及びデジタルケーブル放送規格について判定業務を行っている。
- 国際標準化機関における知財権のルールに関して日本から働きかけ、「ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー」及びそのガイドラインが策定。共通パテントポリシーについては2006年3月、ガイドラインについては2007年3月に運用開始。
- これにあわせて「特許権等を含むJISの制定等に関する手続」を2006年4月に改定。(現在、特許権等を含むJISは72規格で関連する特許権等は198本)。
- 「イノベーションと知財政策に関する研究会」(2008年、特許庁)において「標準化戦略の推進を支える知財システム」の必要性が提言され、「標準化戦略を推進していくためには、標準技術に関する権利の更なる質の向上を図ることや、標準技術に関する特許が円滑に利用される環境を整備することが重要」との指摘がなされた。
- 「標準化と知財に関する研究会」(経済産業省)では、RAND(Reasonable And Non-Discriminatory)に関する議論や標準と知財に関する問題の事例収集及び分析を行っている。

<(i) 相談・情報提供機能の強化>

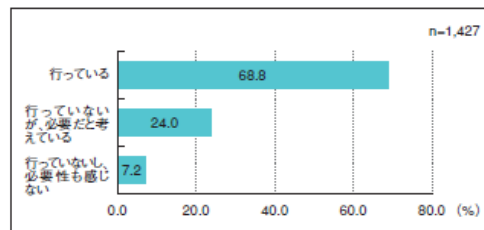
- 2006年度に全国の商工会・商工会議所に相談取次窓口である「知財駆け込み寺」が設置され、相談内容に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みを整備(約2500箇所)。2007年度の相談実績:3,118件)。また、知財駆け込み寺において研修会及び講習会を実施(参加者数は、2006年度:5511人、2007年度:3311人)
- 産業財産権相談会(中小・ベンチャー企業等を対象とした産業財産権制度に関して指導・助言)の開催(2006年度:4474回、2007年度:4059回)。
- 料金減免制度を紹介したパンフレットを2005年から3年間で延べ約122万部配付。
- 中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家(情報活用支援アドバイザー)の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及(特許情報活用支援アドバイザー:54名、企業訪問回数:3,585回、2008年7月末時点)。
- 2007年の弁理士法改正に伴い「弁理士ナビ」への掲載情報を拡充。ニーズに合った知財に強い弁理士を選ぶことができるよう「弁理士知財ネット」を設立(2005年度)、「弁理士情報提供制度」を導入(2007年度)。
- 下請取引に関する法令上の留意点や望ましい取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別ガイドライン(素材材、情報通信機器等10業種)を策定(2007年度)。

図表 106: 今後重視する経営課題(3年間の比較)



図表 107: 中小企業における知財意識

知財を意識した企業経営を行っているか



※調査対象: 広域関東圏1都10県に所在する、過去特許出願を行っている中小企業

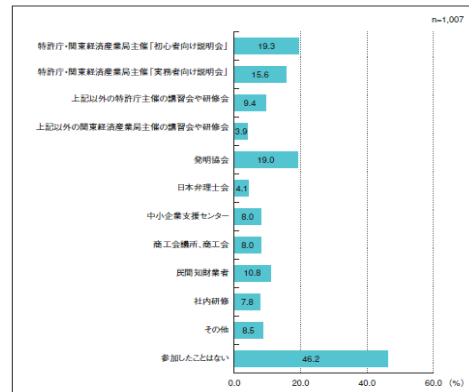
出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年

図表 109: 各種施策の利用状況等

	利用経験あり	知っているが利用経験なし	知らない	有効回答数
特許出願に関する先行技術調査の支援制度(特許庁、委託調査機関)	7.7%	25.4%	66.9%	974
審査請求料・特許料等の減免等措置(経済産業省・特許庁)	2.9%	22.1%	75.0%	969
早期審査制度・早期審理制度(特許庁)	5.9%	27.9%	66.2%	961
巡回審査・巡回審判(特許庁)	2.6%	9.2%	88.2%	961
テレビ面接審査(特許庁)	0.0%	7.8%	92.2%	952
研究開発・事業化の支援事業における特許取得関連費用助成(中小企業庁)	1.5%	26.8%	71.7%	965
出願アドバイザーによる出願手続に関する指導・相談(発明協会)	9.2%	32.0%	58.8%	961
特許出願等援助(融資・給付)制度(日本弁理士会)	0.4%	17.3%	82.2%	963
地方自治体による特許取得費用の助成	1.5%	15.6%	83.0%	963

出所: (財)知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」平成17年3月

図表 108: 参加したことのある知財に関する講習会、研修会



出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年

<(ii) 負担軽減に向けた取組の強化>

○特許の取得・維持の負担軽減策

(料金の引下げ)

- 出願人間の費用負担の不均衡を解消し、適正な出願・審査請求を促進させるため、審査請求料の引上げ、特許料及び出願手数料の引下げを実施(平均の出願1件当たりの出願から権利維持に係る総費用を9万円程度減額)(2004年度)。
- 中小企業の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引下げを含む特許料の引下げ(平均12%の引下げ)及び中小企業等の利用割合の高い商標設定登録料等の引下げ(平均43%の引下げ)を実施(2008年6月)。

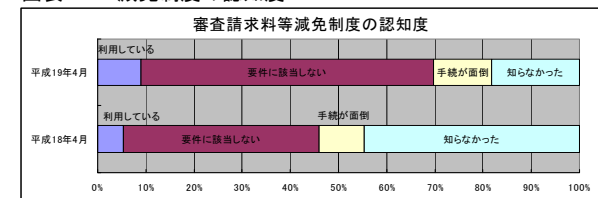
(減免措置の対象拡大、手続の緩和)

- 特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金(SBIR補助金)対象事業、及び中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業を追加(2004年度)。
- 資力に乏しい法人の法人税非課税の確認書類である納税証明書等の原本について、当該証明書等の写しでも可とした(2005年度)。
- 研究開発型中小企業の資本金要件の確認書類として法人登記事項証明書のみを認めていたが、定款、財務諸表等も確認書類として認めるとともに、当該書類の写しでも可とした(2005年度)。
- 研究開発型中小企業の試験研究費等比率(3%超)の確認書類について、従来は試験研究費等が明記された財務諸表等(明記されていない場合は税理士等の証明書を添付)としていたものを、試験研究費等が明記されていない財務諸表等でも当該費用の内訳が財務書類で確認できれば可とした(2005年度)。
- 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が料金軽減制度の対象となった(2006年度)。
- 資力に乏しい法人に対する減免措置の要件である「設立から10年以内」を撤廃(2006年度)。

(利用状況)

- 減免措置の利用実績は、2004年度は5,014件、2005年度は6,366件、2006年度は8,293件、2007年度は10,194件であり、大幅に利用が拡大した。

図表 110: 減免制度の認知度



出所: 近畿知財戦略本部事業の一環として発明の日(4月18日)に実施された中小企業来場者に対するアンケート調査

○先行技術調査制度

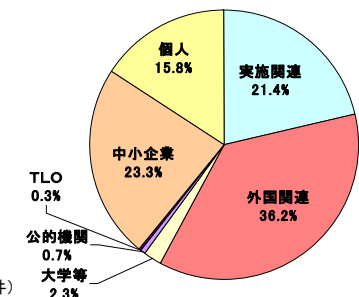
- 中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度を導入(2004年度)。
- 先行技術調査支援制度の利用実績は、2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,084件、2007年度は5,084件であり、大幅に利用が拡大した。

○早期審査制度

- 早期審査を受けることができる中小企業の範囲を拡大(2004年度)するとともに、中小企業が早期審査を申請する際の先行技術調査要件を緩和(2006年度: 中小企業については、必ずしも先行技術調査を実施する必要はなく、申請時に知り得ている先行技術を開示するのみで十分とした)。

早期審査 事情内訳

(対象: 2007年7月、10月、2008年1月、4月 計4ヶ月分: 3,029件)

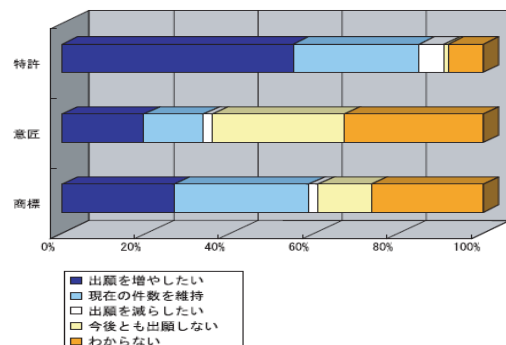


3. 知的財産の活用 (3) 中小・ベンチャー企業への支援(2/2)

○海外における支援

- スタートアップ支援事業について、2006年度に、外国出願をする場合の助成金額の上限の引上げを行った。外国特許申請等に係る案件の採択実績：41件(2006年度)、19件(2007年度)。
- 戦略的に外国出願を行う地域中小企業の海外展開を支援する都道府県等中小企業支援センター(岩手、愛知、福井、和歌山)の活動に補助金を交付(2008年度から)。
- 「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」において、中小企業の海外での知的財産権取得に要する費用を、中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金交付対象とした。2007年度は89件の特定補助金のうち32件を国外知的財産権の取得に要する費用として交付。
- 海外で知財侵害を受けている中小企業を対象に、JETROの有する海外ネットワークを活用して現地における侵害調査を実施し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、販売状況等の情報を提供(2006年度：16件、2007年度：11件)。

図表111: 今後の外国出願の方向性



出所:「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

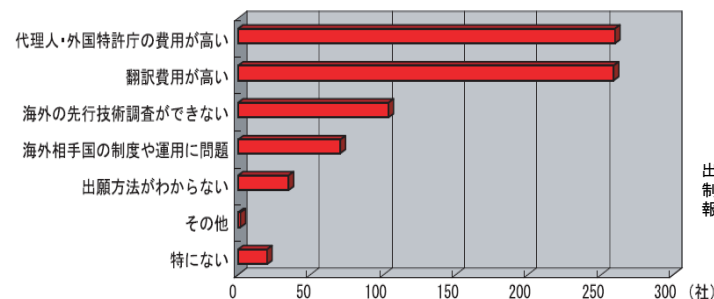
図表113: 外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)

	全体費用	うち内外部代理人費用(上段)	うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円	35万円
PCTルート	109万円	56万円	26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。
※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

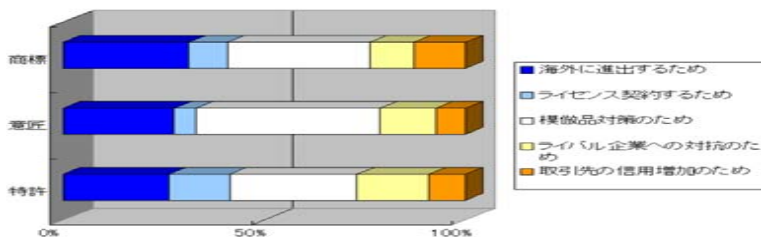
出所:「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(平成20年9月16日、(社)日本国際知的財産保護協会)
(留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表112: 中小企業における外国出願の課題



出所:「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

図表114: 外国出願の理由

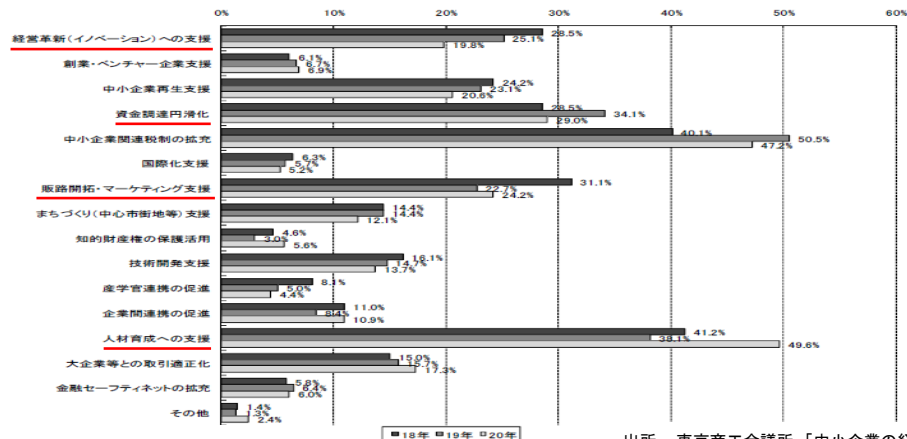


出所:「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

< (iii) 知的財産を活用した経営の促進 >

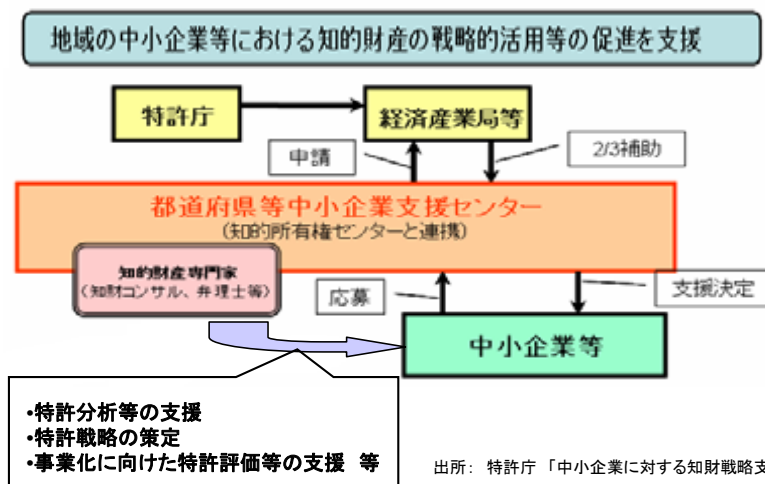
- 信託業法を改正し、知財権を受託可能財産として追加(2004年度)。
- 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件(2008年3月)。
- 知的資産経営報告書の開示件数:13社(2006年度)、20社(2007年度)
- 2000年度から、経営・財務・知財等の専門家を中小企業へ長期間継続派遣し、中小企業の経営課題や発展段階に応じたタイムリーなアドバイスを行う事業を実施。
- 2004年度から、知財の専門家やコンサルタントから構成されるチームを一定期間集中的に派遣する事業を実施(支援企業数:280社)。
- 2007年度から、人材育成の観点で、法律・技術・金融・販売等の専門家による支援チームを各地域で編成し、中小企業へ派遣し、中小企業の知財戦略策定に実践的に携わること等を通じて地域における知財戦略支援人材の育成を図る取組を実施(90人の専門家が参加)。

図表115: 今後強化すべき中小企業関連支援策(3年間の比較)



出所: 東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート 調査結果報告書」2008年

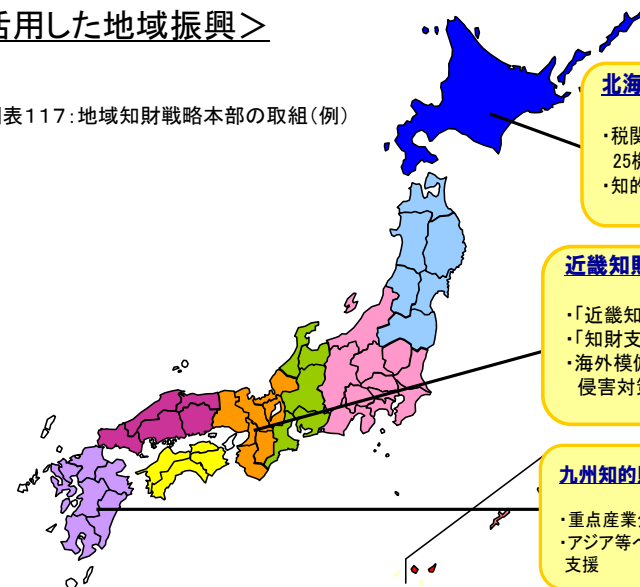
図表116: 地域中小企業知的財産戦略支援事業 スキーム図



出所: 特許庁「中小企業に対する知財戦略支援事例分析報告書」

<知的財産を活用した地域振興>

図表117: 地域知財戦略本部の取組(例)



図表119: 地域団体商標の登録件数(平成20年11月末日)

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
12	3	5	4	5	6	3	2	1	8
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
3	7	14	7	9	6	2	13	9	22
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
10	6	25	11	6	54	8	23	9	10
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
3	3	2	10	5	2	6	4	8	10
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	その他		
7	4	7	7	4	9	13	2		

出所:特許ホームページに基づき作成

図表118: 知財分野における経済産業省と農林水産省との農商工連携(概要)

第1 農林水産関連の知的財産の保護・活用の基盤づくり

- <地方農政局・経済局の連携を通じた相談機能の連携強化>**
○ 全国の両省の地方局で、各々の専門を生かした相互補完相談システムの構築。
<制度普及・啓発機能の強化>
○ 各地域の実情にあわせたセミナー・無料相談会等を全国の地方局で共催。
○ 中小企業向け審査請求前の技術調査支援(無料)を、農林水産分野でも活用。
<知的財産人材の育成>
○ 製造業等における知的財産流通に関する業務経験のある人材(特許流通アドバイザーとして、これまでに約200名の企業等のOB人材を活用)等、知財を活用する人材の育成のための研修ノウハウを、農林水産分野の知的財産人材育成のために提供。
○ 弁理士が農林水産業や食品産業関係の知財関連知識を習得するための環境整備。
<特許流通データベースの活用等>
○ 農林水産・食品分野における知的財産の活用のために特許流通データベースを有効に活用した情報提供策について、共同で検討。
○ 地域をまたいだ特許流通の促進について両省連携して検討(例:北海道と島根県「保冷力技群の段ボール箱」)。

第2 諸外国における知的財産の保護強化

- <知的財産分野における制度調和の推進>**
○ 知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府との交渉状況に係る情報共有や連携強化。
<模倣品問題の解決に向けた対応>
○ 経済産業省が有するノウハウ、海外駐在員ネットワークを活用した模倣品対策への協力。
○ 農林水産関係における模倣品被害の調査及びサポート。
○ 各国政府への要請や協力提案等における情報共有・連携強化。
○ 知的財産制度、模倣品問題の実態等に関する情報共有。

第3 地域団体商標制度の活用

- 地域ブランドを普及させるためのセミナー等により、両省連携していく。

第4 両省連絡会議の設置

- 知的財産分野における両省の連携を有機的に推進するため、連絡会議を設置。

出所:特許行政年次報告書2008年版

○地域知的財産戦略本部

- 2005年度に地域経済産業局ごとに全国9ブロックで「地域知的財産戦略本部」を整備し、地域の産業や大学の特性をいかした独自の「地域知的財産推進計画」を策定。

○地域における連携

- 知的クラスター創成事業第Ⅰ期(2002年度開始)を全国18地域で、第Ⅱ期(2007年度開始)を全国9地域で実施。
- 産業クラスター計画に基づき、全国で18のプロジェクトを実施(第Ⅰ期:2001年度～2005年度、第Ⅱ期:2006年度～2010年度)。
- 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が施行(2007年度)され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援を実施(2008年7月末時点で10,922の地域資源特定、428件の地域資源活用事業計画認定)。
- 地域団体商標制度の導入(2006年度。2008年11月末時点で、409件登録)。
- 農林水産物や食品の地域ブランド化に向けた一連の取組を一貫してアドバイスする専門家の招へい等、地域の取組への支援を2008年度から実施。
- 「地域力連携拠点」(全国316箇所)等の関係機関が連携して、知財の事業化を図るための体制を構築(2008年度)。
- 地域の基幹産業である農林水産業と知財の創造・活用との連携を促進するため、関係省庁が連携した取組(農商工連携)を開始(2007年度)。農林水産業者と商工業者等が連携して、それぞれの技術や特徴等を活用している先進的な取組を「農商工連携88選」として選定(2008年4月)。
- 食品関連産業を始めとした企業立地の観点から農商工連携を支援する「農商工等連携促進法」及び「企業立地促進改正法」が成立(2008年5月)。

○地方自治体の取組

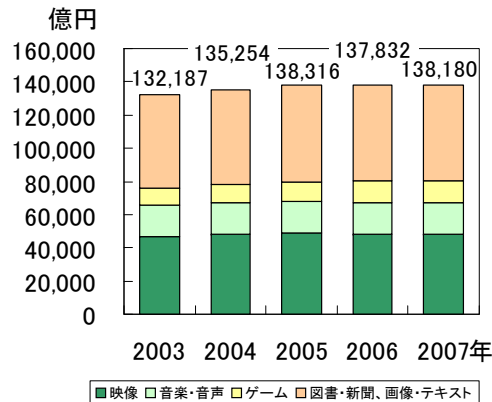
- 2007年度時点で、30都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定(2004年度時点では、14都道府県が知財戦略を策定し、13県が策定中又は策定を予定)。
- 2006年4月、鳥取県が全国に先駆けて、「鳥取県知財の創造等に関する基本条例」を策定。
- 2007年度に、県等が主催又は共催するセミナー、シンポジウムが823回開催された。
- 2007年度時点で、産業財産権取得に特化した助成措置を10県等(うち、外国出願に限定した助成措置は5都県)が保有している。また、技術開発等に関する補助金のうち、補助対象項目として産業財産権取得費等が含まれている補助金は、18県等の29事業(平成19年度)。
- 2007年度時点で、知的財産権に関する融資制度を5道府県(北海道、栃木、埼玉、千葉、大阪)で実施。
- 2007年度時点で、県等が保有する特許等を企業が実用化するため、あるいは特許を技術移転により実用化するための助成制度を実施している県等は8県(平成19年度)。
- 2007年度時点で、知的財産に関する認定・表彰制度を有する都道府県は10県。横浜市の「横浜価値組企業」(知財を活用した経営の取組状況を評価)、大分県の「大分県ビジネスグランプリ」(保有知財も評価対象)は特に知財に焦点を当てた評価を行っている。
- 2007年度時点で、19都道府県及び2市で「地域ブランド戦略」を策定済。地域ブランド戦略未策定の県等であっても、地域ブランド育成のための支援策に関しては30都府県5市で実施。

<(i) デジタル・ネット環境をいかした新しいサービスの促進>

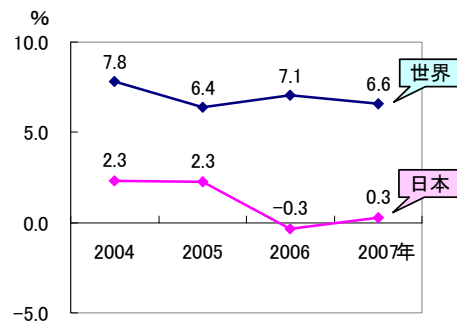
○コンテンツ市場の状況

- 日本のコンテンツ産業の市場規模は2007年に約13.8兆円となり、2003年の約13.2兆円に比べて約6000億円増加しているものの、市場規模の伸び率は高くはない(2003年から2007年までの伸び率は4.5%)。
- 国際的な比較においても、コンテンツ産業の市場規模の伸び率は、2007年の世界平均が6.6%であるのに対し、我が国は0.3%にとどまる。

図表120: コンテンツ産業の市場規模の推移



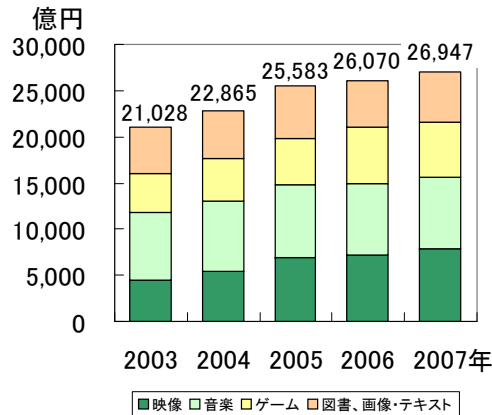
図表121: コンテンツ産業の市場規模の伸び率



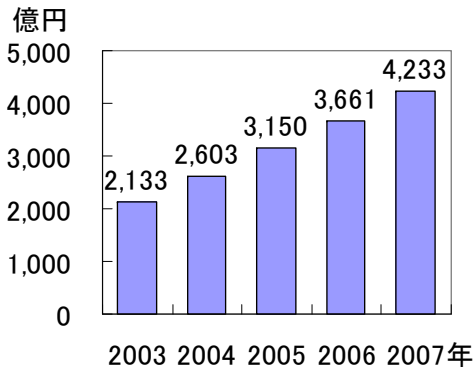
○デジタルコンテンツ市場の状況

- パッケージソフトが低調であるのに対して、携帯電話配信やインターネット配信によるコンテンツ流通の定着化・利用者増を背景に、デジタルコンテンツ市場は継続して拡大した。

図表122: デジタルコンテンツの市場規模の推移



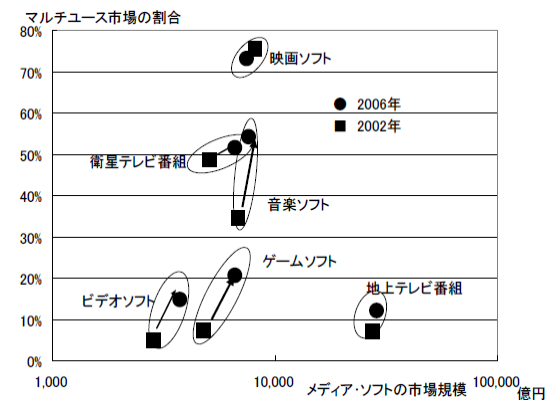
図表123: モバイルコンテンツの市場規模の推移



○マルチユース市場の状況

- 音楽ソフト、ゲームソフト、ビデオソフト等におけるマルチユース市場の割合が大幅に増加し、コンテンツ市場全体の約22%に拡大した。
- 映像コンテンツ市場の53.2%を占める地上テレビ番組は、マルチユース市場の割合が11.8%である。
- NHKオンデマンドの開始など近年マルチユース展開への取組が進められている。
- 2007年から、経済産業省において、デジタルコンテンツ流通に係るビジネス環境の整備を行うことを目的とし、ネット上の二次創作・二次利用を促進するため、著名なキャラクター等の二次創作物のサイトへの投稿を認めてクリエイターの発掘と商業化・事業化の創出を目指す「オープンポスト実証事業」が実施された。これまでに、オープンポストに投稿された二次創作物が携帯電話のデコメールとして商品化されたり、オープンポストで発掘されたクリエイターによる展示商品のキャラクターデザインが開発されたりしている。

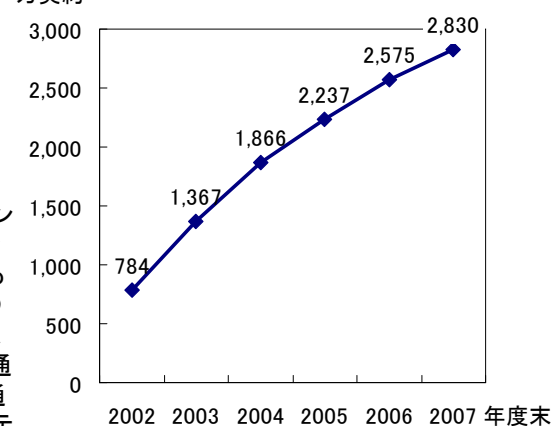
図表124: マルチユース市場の展開



○ブロードバンド環境の活用

- ブロードバンドサービスを始めとするインターネットの普及をベースとし、コンテンツのインターネット配信は増加傾向にある。しかし、その水準はインターネットの普及率等にかんがみれば、いまだ低水準にとどまる(デジタルコンテンツの流通メディア別割合では、インターネット流通は11.2%に留まる(出所: デジタルコンテンツ白書2008))。

図表125: ブロードバンド契約数の推移



○デジタル放送の推進

- デジタル放送推進のための行動計画を策定して中継局の整備やデジタル放送の受信機の普及等を推進している。このような取組により、デジタル放送の受信機の普及台数は、地上デジタル放送が約4369万台、BSデジタル放送が約4582万件となった(2008年12月、社団法人デジタル放送協会発表)。なお、デジタル放送の利用促進を図るため、デジタル放送のコピー制限を緩和するいわゆる「ダビング10」が2008年7月から開始された。

4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり (1)新しい市場の拡大(2/4)

○IPTVによるコンテンツ配信の促進

・2008年5月、地上デジタル放送のIP再送信が開始された。なお、これに先立ち、2006年12月、IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」について、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとするよう著作権法が改正された。

・従来、IPTVサービスに共通の技術仕様はなく、ユーザーはサービスごとに異なる機器を準備する必要があったため、利用の拡大にはつながっていなかった。そこで、市販のテレビにIPTVサービスの受信機能を標準実装することを目的に、通信・放送・家電の各事業者が共同で、統一技術規格の策定、維持、更改等を行う中間法人「有限責任中間法人IPTVフォーラム」(2008年12月一般社団法人化)が設立され、2008年9月1日にIPTV規定が策定された。

・現状は、ブロードバンド環境の普及に比べてIPTVが広く利用されているとはいえない。4割弱のユーザーがIPTVまたはVODサービスの利用意向をもつものの、現在のテレビ放送で十分であることや有料のサービスであることを理由に利用しないユーザーがいる(出所:インターネット白書2008)。そのため、魅力的なIPTVサービスの構築や新たな収益モデルの確立等が望まれる。

○放送番組等のネット配信に関する取組

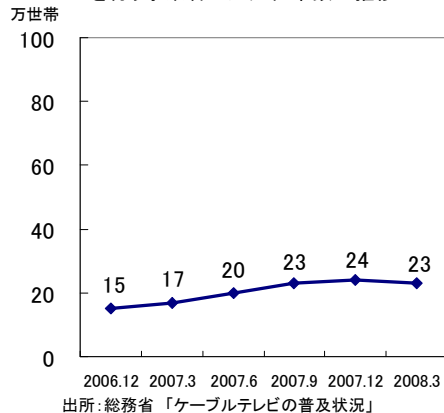
・2008年4月施行の改正放送法を踏まえ、2008年12月から、NHKでは、過去に放送した番組を配信する「特選ライブラリー」や、地上放送・衛星放送の5つのチャンネルで1週間以内に放送された番組を配信する「見逃し番組サービス」を行う「NHKオンデマンド」が開始された。

・2008年11月から、(株)フジテレビでは、ネット配信によるドラマ等の見逃し番組サービスが開始されており、2008年11月には、日本テレビ放送網(株)、吉本興業(株)、(株)電通が共同で放送番組を米国にて配信することが発表されるなど、民間放送においてもネット配信に関する取組が進められている。

○ユーザー・コンテンツによる新しい市場の形成

・ネット上の動画投稿サイトやブログ等を活用することで、ユーザーが自ら創作したコンテンツを発信するようになり、ユーザーが創作したコンテンツによる新しい市場が形成されつつある。

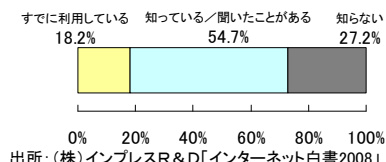
図表126: 電気通信役務利用放送(有線役務利用放送)のうちIPマルチキャスト方式による放送を行う事業者の加入世帯数の推移



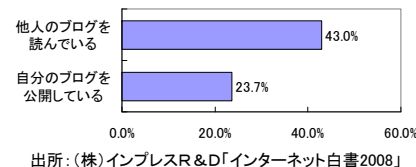
図表127: NHKオンデマンド



図表128: 動画投稿サイトの認知と利用(2007~2008年)



図表129: ブログの利用方法(2008年)



○音楽のネット配信市場の拡大に伴う環境整備に向けた取組

・音楽のネット配信市場の拡大に伴い、コンテンツ提供事業者の取り扱い延べ楽曲数は、この5年間で12倍以上増加(2007年度で2億8000万曲以上)した。これに伴い、権利者の使用料の支払いに必要な手続きが膨大となり、処理コストが増大している。このような問題を解決するため、利用者団体と権利者団体により2009年3月に楽曲コードの付与作業や照合作業等に必要な作業を集中的に処理する第三者機関が設立された。

○ICTを活用した新たなサービスの開発・実証実験

・2008年1月、総務省において、「ICT改革促進プログラム」(2007年4月20日)及び「ICT国際競争力強化プログラム」(2007年5月22日)に基づき「ユビキタス特区」を創設し、「携帯端末向けマルチメディアサービス」等の「新たな価値創造」につながる新しいICTサービスの開発・実証実験等が開始された。

○次世代検索・解析技術の実証事業等

・2007年から、経済産業省は、次世代検索・解析技術の実証事業、技術開発、制度・環境整備を通して、新たなビジネスやイノベーションの創出を行うことを目的とする情報大航海プロジェクトを進めている。現在、動画検索技術やラダリング技術などの開発・改良を行っている。この取組により、多様なコンテンツの新たな利用形態の創出や利用機会の増大をもたらすことが期待される。

図表130: 情報大航海プロジェクトの概要



図表131: 近代デジタルライブラリーホームページ



○国立国会図書館におけるデジタル・アーカイブ事業

・2002年から、「近代デジタルライブラリー」として、明治・大正期に刊行された図書約26万冊のうち、著作権処理を行った約14万8,000冊(2008年8月現在)を対象に本文を電子化し、インターネットを通じて一般に提供している。しかし、国立国会図書館の蔵書約880万冊に比較すればデジタル化された書籍は一部にとどまる。なお、保存のためのデジタル化等に係る法的課題については、文化審議会での解決に向けた検討が行われている。

・2002年から、「インターネット情報選択的蓄積事業(WARP)」として、サイト管理者からの許諾を得て、公共機関等のWebページの収集・保存・提供を行っている(2008年11月現在、サイト約2,300タイトル、電子雑誌約1,600タイトル)。

○文化審議会における検討

・「知的財産推進計画2008」に基づき、文化審議会において、ネット検索エンジンサービスに伴う複製等、機器利用時・通信過程における情報利用に伴う複製等、研究開発における情報利用に伴う複製等、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングに伴う複製等に係る法的課題の解決に向けた検討が行われ、平成21年1月にはこれらの内容を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。

4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり (1) 新しい市場の拡大(3/4)

<(ii) 海外展開の促進>

○海外展開の現状

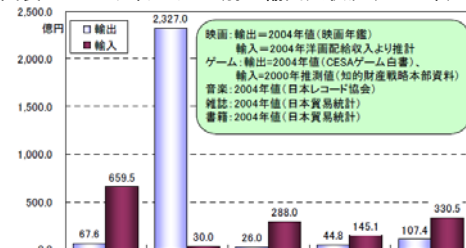
- ・2004年における日本のコンテンツ産業の海外依存度(売上全体に占める海外売上上の割合)は約1.9%にとどまり、アメリカの約17.8%に及んでいない。
- ・2004年におけるメディア・ソフトの輸出入は、ゲームソフト以外は輸入超過となっている。

図表 132: コンテンツ産業の国際比較(2004年)

2004年	コンテンツ市場規模	海外売上/コンテンツ
日本	0.1兆ドル	1.9%
アメリカ	0.6兆ドル	17.8%
世界	1.3兆ドル	

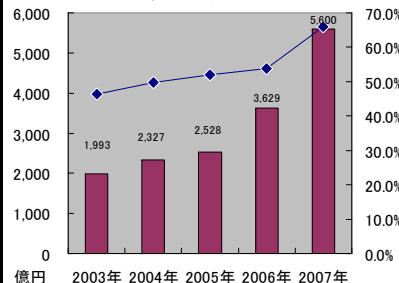
出所: 世界銀行HP、DCAJ白書2006、DCAJ調査より経済産業省作成

図表 133: メディア・ソフト別の輸出入状況(2004年)

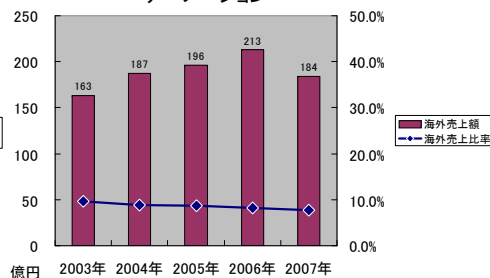


資料: 映画年鑑、NHK放送文化研究所年報、CESAゲーム白書、日本貿易統計等より作成
出所: 総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」2006年

ゲームソフト



アニメーション

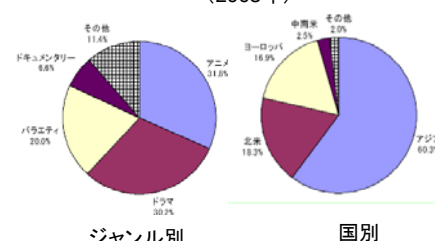


図表 134: 各分野における海外売上上の推移

- ※ 海外売上比率とは、売上額全体に占める海外売上額の比率。
- ※ ゲームソフトは、家庭用ゲームソフトの出荷額(国内及び海外)。
- ※ アニメーションは、日本動画協会が会員各社の売上調査を行った結果を基に、業界全体の売上額を推計したものである。また、売上額は元請会社がテレビ局などから得る製作委託料と、二次的利用による収入(ビデオ販売、商品化等によるマーチャンダイジング・海外販売・ネット配信)その他の収入から構成される。
- ※ 映画は、国内映画輸出会社が、日本映画関連の権利(映画・テレビ映画の海外配給権、海外上映権、リメイク権、海外放送権、海外二次利用権、映画・テレビキャラクター商品化権)を利用して得た収入を集計したもの。調査対象は日本映画製作者連盟の加盟社とそのグループ会社。

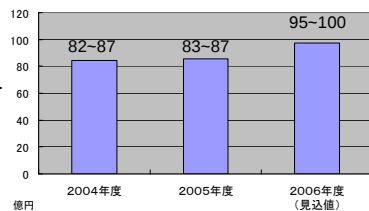
出所: CESAゲーム白書、デジタルコンテンツ白書2008、日本動画協会調査結果に基づき作成

図表 136: 地上番組の輸出金額に占める割合(2005年)



出所: 総務省「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」調査結果(2007年公表)に基づき作成

図表 135: 地上テレビ番組の輸出金額(推計値)



出所: 総務省「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」調査結果(2007年公表)に基づき作成

○JAPAN国際コンテンツフェスティバルの開催

- ・2007年から、東京国際映画祭等のイベントを積極拡大し、映画、アニメ、ゲーム等の多様なコンテンツを世界に向けて発信する場として「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を実施した。2007年の総来場者数は、約80万人であった。

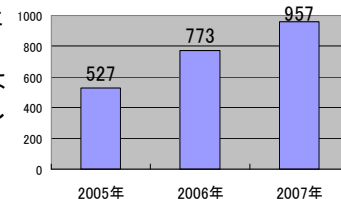
図表 137: JAPAN国際コンテンツフェスティバル2008 オフィシャルイベント一覧

	日時	イベント名称
1	9月30日(火)～10月4日(土)	CEATEC JAPAN 2008
2	10月9日(木)～10月12日(日)	東京ゲームショウ 2008
3	10月9日(木)～10月12日(日)	日本ゲーム大賞 2008
4	10月16日(木)～10月18日(土)	ジャパン・アニメコラボ・マーケット 2008 (J A M 2008)
5	10月23日(木)～10月26日(日)	デジタルコンテンツEXPO 2008
6	10月22日(水)～10月24日(金)	国際ドラマフェスティバル in TOKYO 2008
7	10月14日(火)～10月17日(金)	第5回東京アジア・ミュージックマーケット
8	10月18日(土)～10月26日(日)	第21回東京国際映画祭
9	10月22日(水)～10月24日(金)	TIFFCOM 2008 ～アジア・パシフィック・エンタテインメント・マーケット
10	10月18日(土)～10月26日(日)	秋葉原エンタまつり 2008
11	10月18日(土)～10月25日(土)	第5回文化庁映画週間 - Here & There
12	10月21日(火)～10月24日(金)	ジャパン・ロケーション・マーケット 2008
13	10月21日(火)	第25回A T P賞テレビグランプリ2008
14	10月22日(水)～10月28日(火)	第35回「日本賞」教育コンテンツ国際コンクール
15	10月27日(月)～10月28日(火)	東京コンテンツマーケット2008

(TIFFCOMの開催)

- ・2004年から、東京国際映画祭にマーケット機能を付加するため、東京国際映画祭開催に併せて、国際コンテンツ取引マーケットである「TIFFCOM」が開催された。2007年には、40カ国から3,505名の来場登録があり、そのうち海外からの登録者数は957名であった。また、出展団体数は172団体、来場者数は17,085名であった。全商談件数としては2,044件で、うち成約件数は51件であり、総契約金額は、15,237,512米ドルであった。

図表 138: TIFFCOMにおける海外からの来場登録者数



出所: TIFFCOM2007公表資料に基づき作成

- ・国際共同製作を前提とした企画マーケットであるTPG (Tokyo Project Gathering) も併せて開催されている。

(東京アジアミュージックマーケットの開催)

- ・2004年から、「東京アジアミュージックマーケット」が開催されており、アジア各国の新人アーティストの紹介ライブ、音楽文化交流を目的としたビジネスセミナーや商談会が行われている。

(東京ゲームショウの開催)

- ・日本最大規模のコンピュータゲームを始めとするコンピュータエンタテインメントの総合展示会である「東京ゲームショウ」が開催された。2008年の来場者数は過去最高の194,288人であった。

(国際ドラマフェスティバルの開催)

- ・2007年から、日本のテレビドラマの海外発信を推進し、国際競争力を強化するため、「国際ドラマフェスティバル」が開催された。2008年から、マーケット部門に関してTIFFCOMとの連携が行われている。

○東京国際アニメフェアの開催

- ・アニメの見本市である「東京国際アニメフェア」が開催された。2008年の入場者数は過去最高となる126,622人で、出展数は289社であった。

4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり (1) 新しい市場の拡大(4/4)

○国際共同製作の支援

- ・イギリスやフランスなどのEU諸国では、平均すると3分の1から半数の作品が共同製作によるものである(英国の共同製作相手国は主に米国であるが、その他のEU諸国は主にEU域内の国と共同製作)。(経済産業省「コンテンツグローバル戦略報告書」より抜粋)
- ・日本の製作者を、海外映画祭併設の見本市等に派遣し、企画の提案及びビジネスマッチングを行うため、国際共同製作基盤整備事業を実施した。2007年度は41名のプロデューサーをカンヌ、パリ、釜山、ロッテルダム、ベルリン、香港国際映画祭等に派遣し、企画発表の場を提供したところ、8企画の国際共同製作が進行している。なお、第12回釜山国際映画祭に選出した企画が、特別賞(Cineclik Asia賞)を受賞し、本事業により共同製作が合意され、映画化された『しあわせのかおり』が、第11回上海国際映画祭において特別上映され、また、本事業により共同製作が合意され、映画化された黒沢清監督の『トウキョウソナタ』が、第61回カンヌ国際映画祭にて「ある視点」部門審査員特別賞を受賞した。

図表139 国際共同製作に関与するパターン(例)

① 出資+配給

例 スプリット・ライツ・ディール(Split-Rights Deal)

② 素材の提供+出資+配給

例 外国映画会社によって日本の原作がリメイクされるときに、リメイク版の出資に参加し、さらに日本での配給権を取得。

出所: (財)日本映像国際振興協会
「平成18年度映像コンテンツ国際共同製作基盤整備事業「J-Pitch」報告書」

③ プロデューサー、監督、キャスト等+素材の提供+出資+配給

○映画に関する協力覚書の締結

- ・日本映像の国際展開の中心的団体として設立された日本映像国際振興協会(ユニジャパン)は、映画産業が配給や資金調達などで連携するため、2005年5月、フランス国立映画センター(CNC)と「日仏映画協力覚書」(3年間有効)を、2007年6月、中国電影合作制片公司と「日中映画協力覚書」を締結した。
- ・カナダやフランス等の諸外国においては、多くの国と共同製作協定を締結している。協定に基づいて共同製作を行った場合、自国作品のみに認められる減税等の優遇措置を受けることができる。

○租税条約の締結・改正

- ・著作権等の使用料に係る源泉地国課税を減免する内容を含めた租税条約の締結・改正を行ってきた。アメリカやイギリスとの条約においては免税となったほか、その他の国についても減免が行われた。

○海外における規制緩和の働き掛け

- ・外国のコンテンツが国内に流通することに規制を行っている国に対し、日本のコンテンツが適切に流通するよう規制緩和を働き掛けている。中国に対しては、日中経済パートナーシップ協議において、外国産ドラマ・アニメの放送制限規制等の緩和・撤廃を要請している。

映画	●海外の劇場用映画について年間20本までの輸入制限。(収益分配方式のもの) ●外国の配給、上映についての外資の参入を禁止。 ●映画館の建設・改造については外資比率49%以下。
テレビ	●各チャンネルが放送することができる海外テレビ番組は、1日の全放送時間の15%以内。 ●テレビ局が輸入することができる海外テレビ番組についてのクォータ制が存在。
アニメ	●海外アニメのゴールデンタイムの放映禁止。 ●国産アニメと海外アニメの放送時間の比率は、国産アニメが6割以上(一部のチャンネルについては7割以上)を占めること。
音楽	●ネット上の音楽配信サイトについて、外資の参入を禁止。

図表140: 中国におけるコンテンツ規制の例

出所: 経済産業省「コンテンツグローバル戦略報告書」2007年

○音楽レコード還流防止措置の導入

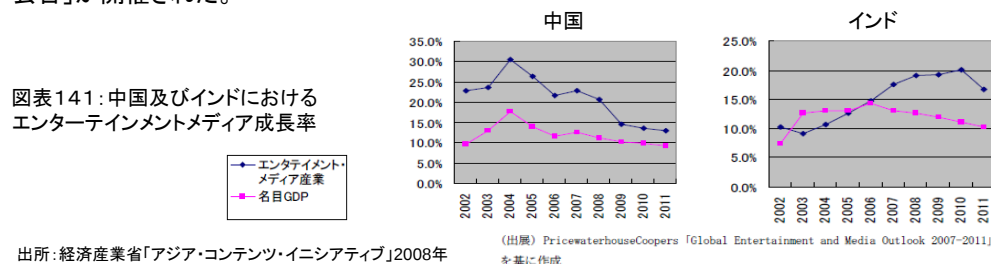
- ・2005年1月、改正著作権法が施行され、アジア諸国など物価水準の異なる国において許諾を受けて生産された商業用レコードが我が国に還流してくることを防止する措置(還流防止措置)が導入された。還流防止措置を導入した後、2006年中に551タイトル、2007年中に668タイトルが、アジア諸国にライセンスされた。

○「ゲーム産業戦略」及び「コンテンツグローバル戦略」の策定

- ・2006年8月、国際競争力強化に向けたゲーム産業の未来像とその実現に向けた戦略「ゲーム産業戦略」が取りまとめられた。また、2007年9月には、コンテンツ産業が国際競争力を強化し、市場規模の拡大を図っていくための戦略である「コンテンツグローバル戦略」が取りまとめられた。

○アジアとの連携強化

- ・中国やインド等のアジア各国の経済成長のコンテンツ産業に与える影響は極めて大きく、コンテンツの市場規模はGDP成長率よりも大きい幅で成長すると予測されている。(経済産業省「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」より抜粋)
- ・2003年から2008年にかけて、アジア地域において各国の優位性を組み合わせたより豊かかつ独創性のあるコンテンツ産業を創出することを目的として、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」及び「日台韓デジタルコンテンツ産業フォーラム」が開催された。また、2005年10月及び2006年5月、アジア各国のコンテンツ産業担当大臣及び専門家を集めた「アジアコンテンツ産業セミナー」を開催した。
- ・2008年7月、国際共同製作、人材ネットワークの構築、流通促進等を促進するアジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定した。同年10月には、アジア地域におけるコンテンツ・ビジネスネットワークの強化を目指し、2009年度以降の「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」の本格化に向けた「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット キックオフ会合」が開催された。



○市場動向のデータ整備等

- ・JETROにおいて海外のコンテンツ市場動向に関する調査を実施し、調査レポートをホームページで公開する等している。
- ・2006年度から、JETROの海外拠点にコンテンツ輸出担当者が配置されており、2008年度は、ロサンゼルス、パリ、香港、ベルリン、ソウルで、コンテンツ支援事業を展開。

図表142: JETROホームページ



出所: <http://www.jetro.go.jp/>

<(i)円滑な権利処理のための環境整備(1/2)>

○放送コンテンツの二次利用に関する契約ルールの形成

- 2008年2月、実演家、放送事業者、映画製作者、番組製作会社を代表する団体・機関の首脳等で構成される「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」において、放送コンテンツの二次利用を促進するため、放送番組のネット配信に関する契約ルールや権利者不明の場合の対応などが合意された。

○権利の集中管理の拡大

- 2001年の著作権等管理事業法施行以降、管理事業者数及び管理事業者への委託者数とも増加傾向にある。

図表143:分野別管理事業者数

【著作物】 音楽 写真・美術	8事業者 12事業者	言語 その他	12事業者 1事業者	【著作隣接権の対象物】 実演 レコード	1事業者 1事業者	年	01	06	07	08
						管理事業者数	12	28	37	35

出所:文化庁資料に基づき作成

図表144:主な著作権等管理事業者の委託者数等

ジャンル	管理事業者	03年度	07年度	今後の課題等
		委託者数	委託者数	
原作	日本文藝家協会	2,209	3,200	委託者数の増大が課題
脚本	日本脚本家連盟	1,626	1,886	
音楽	日本音楽著作権協会	13,105	14,503	90%を越える管理率
	イーライセンス	475	982	
	ジャパン・ライツ・クリアランス	21	49	
レコード	日本レコード協会	32	37	90%を越える管理率
実演	日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)	28,000	82,400	CPRAと日本音楽事業者協会(非一任型)を合わせると約70%の管理率であるが、どこにも権利を委任していない実演家が約30%おり、それらの実演家にいかに委託を促進するかが課題。
コミック等レンタル	出版物貸与権管理センター	0	6,073	コミックに関して約95%の管理率

※2003年度は報告徴収開始年度

出所:文化庁資料及び各管理事業者の公表資料に基づき作成

○出版物の貸与権に係る一任型管理事業の開始

- 2004年6月の著作権法改正(2005年1月施行)により、書籍又は雑誌に関して貸与権が及ぶこととなったことを受け、2006年12月より、有限責任中間法人出版物貸与権管理センターが一任型管理事業を開始した。

○放送番組の二次利用に関する一任型管理事業の開始

放送番組等のコンテンツの利用円滑化を図るためには、著作権等の集中管理を進めることが重要であり、今後、インターネット等の新たなメディアでの利用の拡大を視野に入れ、2006年10月から放送番組の二次利用に関する集中管理が開始された。

(社団法人日本芸能実演家団体協議会)

2006年10月から、放送番組の二次利用に係る実演家の権利について、権利者からの委任に基づき、放送番組の二次利用(番組販売、ビデオグラム化及び送信可能化)に関する一任型管理事業を開始。

(社団法人日本レコード協会)

2006年10月から、放送番組の二次利用に係るレコード製作者の権利の一任型管理事業を開始。

○権利者不明の実演の利用を可能にする暫定的な措置

- 2008年から、放送番組の二次利用に係る実演家が不明の場合、暫定的な措置として、(社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター(CPRA)が不明者の調査を行い使用料を預かるとともに、放送事業者は、不明者が判明しない場合でも二次利用を進めるという取組が実施されている。

図表145:CPRAホームページ

出所: <http://www.cpra.jp/eizo/fumei/>

○文化審議会における検討

- 「知的財産推進計画2008」に基づき、文化審議会において、権利者不明の場合の新たな制度的措置の導入、障害者による著作物利用促進のための権利制限規定の整備等に向けた検討が行われ、平成21年1月にはこれらの内容を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。

○Digital Rights Permission Code(許諾コード方式)の策定

コンテンツを流通させる際に、コンテンツを特定する①「コンテンツID」、権利者等を特定する②「FromID」、利用者等を特定する③「ToID」、利用許諾条件を表現する④「N許諾コード」の4要素を数値コードで付与することで、消費者の所有する携帯電話やPC等の多様な機器においてコンテンツに関する正確な情報を提供するとともに、コンテンツの権利者等への利用実績の報告を実現するもの。「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」においては本方式の主たる要素のうち、共通コンテンツID、共通事業者IDが「CCD IDモデル」として採用されている。

○「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の開設

- (社)日本経済団体連合会が、様々なコンテンツのマルチユースの促進を図るためコンテンツ情報を発信するためのデータベースを提供することを目的として企画。関連企業・団体等がコンテンツ・ポータルサイト運営協議会を設立し、「知的財産推進計画」に基づく政府の支援を受けて創設。同協議会の委託を受けたNPO法人映像産業振興機構(VIPO)が運営を担当し、2007年6月からサービスがスタートした。

- 登録コンテンツは2008年3月末現在、約380万件。1ヶ月平均約10,000ビュー。現在は日本語及び英語での情報発信となっているが、将来的には中国語等の多言語化も予定されている。

図表146:「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」ホームページ

出所: <http://www.japancontent.jp/>

<(i)円滑な権利処理のための環境整備(2/2)>

○放送コンテンツ取引市場構築のための情報整備

- ・2008年度から総務省において「放送コンテンツ取引市場構築のためのデータベース環境整備に向けた調査研究事業」が開始されており、引き続き、放送番組製作者等のコンテンツに関する権利情報を集約・公開し、コンテンツ取引市場形成に資するためのデータベースの構築に向けた実証実験が行われる予定である。

○ユーザーコンテンツの創作・公表を促す積極的な取組

- ・一部の事業者においては、動画投稿サイト運営者と連携し、ユーザーが二次利用可能な映像コンテンツを積極的に提供するとともに、ユーザーの二次創作や公開を認め、広告収入を還元するなどの取組を進めている。

○動画投稿サイトの運営事業者と音楽著作権管理事業者間の利用許諾契約に関する取組

- ・2007年から、動画投稿サイト運営者と音楽著作権管理事業者との間でユーザーの使用楽曲に関する利用許諾契約を締結する取組が進んでおり、ユーザーが楽曲を利用した動画を投稿することが可能となる取組が進んでいる。

図表147: 契約締結状況

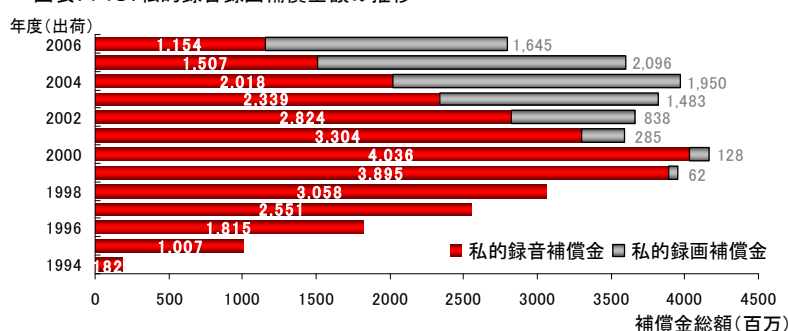
管理事業者	動画投稿サイト運営事業者（サービス名）	契約締結時期
日本音楽著作権協会（JASRAC）	ソニー（eyeVio）	2008年2月
	yahoo（yahoo!ビデオキャスト）	2007年7月
	ニワンゴ（ニコニコ動画）	2008年4月
	google（YouTube）	2008年10月
ジャパン・ライツ・クリアランス（JRC）	google（YouTube）	2008年3月
（株）イーライセンス	google（YouTube）	2008年5月
	ニワンゴ（ニコニコ動画）	2008年9月

出所：各社報道資料に基づき作成

○私的録音録画補償金制度の見直しについて

- ・文化審議会において私的録音録画補償金制度について検討。

図表148: 私的録音録画補償金額の推移



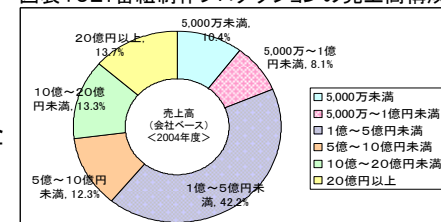
出所：私的録音補償金管理協会、私的録画補償金管理協会の公表資料に基づき作成

<(ii)適正な取引の促進>

○コンテンツ制作を担う企業の実態

- ・放送番組制作会社においては売上高が10億円未満の企業が7割以上を、従業員数が50人未満の企業が8割以上を占める。中小・零細企業を中心とした産業構造になっている。

図表152: 番組制作プロダクションの売上高構成



出所：電通総研「情報メディア白書2007」に基づき作成

○ガイドラインの改定・策定

- ・2004年4月に、改正下請代金支払遅延等防止法が施行され、従来対象としていた「製造委託」と「修理委託」に加えて、「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」が新たに対象となった。
- ・2007年2月に策定された「中小企業底上げ戦略」を踏まえ、同年6月、広告業界における下請け取引の適正化・健全化を図るため、「広告業界における下請け適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定した。

○下請法に基づく調査の実施

- ・コンテンツ等の情報成果物作成分野の下請取引について、公正取引委員会において、親事業者4,812社及び下請事業者20,066社を対象とした書面調査が実施された。また、2007年度は1件の勧告及び386件の警告が行われた。
- ・放送コンテンツ・映像制作に係る情報成果物の作成委託については、公正取引委員会において2007年度に特別調査を実施し、65社に調査を実施した結果、41件（前記386件の内数）に対し警告を行った。主な違反行為は発注書面の交付義務違反、下請代金の支払遅延等であり、いずれも改正下請法の施行前から同業界に存在している取引慣行がその要因と考えられる。

○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の策定

- ・2009年2月、放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上や取引慣行の改善等を目的として「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定した。

○契約見本・ひな形の作成

- ・2004年3月、契約による著作権の扱いを公正な協議により取り決めるなどの内容を盛り込んだ「放送番組の制作委託に係る契約見本」が作成された。また、2005年3月には、当該契約見本に対応した放送事業者による制作委託取引に関する自主基準が公表された。
- ・映画産業を活性化し、さらには国際共同製作を含む日本製コンテンツの海外展開を支援するため、2006年度委託調査により、映画業界における契約のひな形を作成した。

○下請構造の是正

- ・放送局等の下請けにあるコンテンツ製作事業者が元請けから独立して、資金を調達することで、下請け構造の是正を図るため、2005年度から、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の財政投融資制度である「IT活用促進資金」の貸し付け対象にデジタルコンテンツ関連設備を追加した。

○実演家の保護の充実

- ・2008年2月、「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」の場において実演家の事故補償に関する検討が行われ、放送事業者・番組製作者は、実演家に事故が生じた場合の対応窓口を設けることが関係者の間で合意された。

＜(イ)創作活動への支援＞

○映画・映像の振興に向けた取組

- 2002年度から映画・映像水準の向上を図るため、国内における映画製作・映画祭の実施等を支援する日本映画・映像振興プランを実施し、メディア芸術への支援、映画製作への支援、映画祭への支援等を行っている。

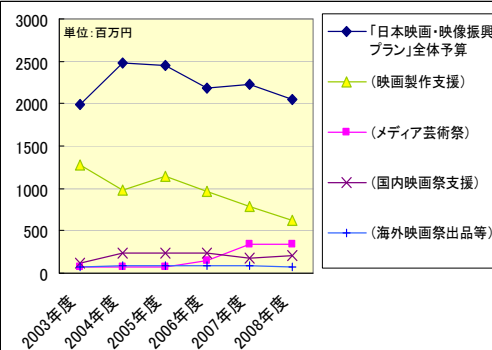
○メディア芸術への支援

- アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガ等の作品を顕彰するとともに、その創作活動を広く紹介する文化庁メディア芸術祭を1997年から毎年開催している。応募作品数は2003年度の1,584件が2007年度には2,091件となり増加傾向にある。来場者数も2003年度の30,179人が2007年度には44,524人となり増加傾向にある。海外からの応募は2003年度が494件、2007年度が429件であり、おおむね横ばいである。

- 2007年度から「若手クリエイター創作支援事業」としてメディア芸術の分野において将来有望な若手クリエイターの作品制作への支援を行っている。

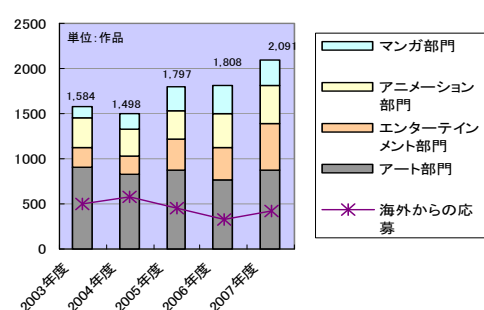
- メディア芸術祭2008年度アニメーション部門大賞受賞作品「つみきのいえ」がアカデミー賞短編アニメーション賞を受賞。

図表 149: 文化庁「日本映画・映像振興プラン」予算



出所: 文化庁資料に基づき作成

図表 150: メディア芸術祭への出品数の推移



出所: 文化庁資料に基づき作成

○映画製作への支援

- 芸術水準向上の直接的な牽引力となる優れた映画製作に対して支援を行っている。予算額は2006年度: 966百万円、2007年度: 783百万円、2008年度: 619百万円である。

- 海外の映画祭や見本市へ出品される映画に対し、外国語字幕作成等への支援を行っている。予算額は2006年度: 89百万円、2007年度: 89百万円、2008年度: 71百万円である。

○映画祭への支援

- 国内の映画祭への支援を行っている。予算額は2006年度: 231百万円、2007年度: 185百万円、2008年度: 160百万円である。

○コンテンツの地域展開の促進

- フィルムコミッションが全国で設立され、ロケーション活動の円滑な進行を行い、地域の振興に寄与している。「全国フィルム・コミッション連絡協議会」は、地域におけるフィルムコミッション設立のための支援等を行っており、2008年4月時点で、100のフィルムコミッションが加盟している。また、海外との連携強化・日本のロケーションの発信力強化のため、2008年10月にジャパンフィルムコミッション(JFC)の設立を発表した。

図表 151: メディア芸術祭での受賞を機に商業発売された作品

- 平成18年度アート部門優秀賞「OLE Coordinate System」→ PSP用ソフト「無限回廊」(ソニー・コンピュータエンタテインメント)
- 平成19年度マンガ部門奨励賞「天顕祭」→ 「天顕祭」(サンクチュアリ出版)

出所: 文化庁資料に基づき作成

○コンテンツ関連技術開発への支援

- 2004年からデジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術の研究開発について、政府の支援を受けてアニメーション、ゲームソフト、CGアート等の高品質化を目的とした映像や画像の入力・処理・編集・表示技術の研究開発等が実施されている。
- 新産業を創造していくために必要な技術目標や製品・サービスの需要を創造するための方策を示した「技術戦略マップ2008」にコンテンツ分野が新設された。

○資金調達の方法の多様化の促進

- 2004年12月に施行された改正信託業法を受け、金融以外の事業者によって劇場用映画の著作権に信託を設定し、信託受益権を機関投資家に販売する資金調達方法が活用されている。

○コンテンツ版パイ・ドール制度の利用

- 2004年にコンテンツ促進法が施行されて以降、関係府省においてコンテンツパイ・ドール制度を利用し、政府が権利の譲渡を受けずにコンテンツの制作を委託する契約が行われている。2007年度においてはパンフレットや教材の制作委託のための48件の契約において利用されている。

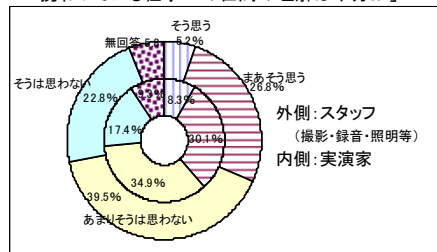
○実演家・スタッフの創作活動における意識

- 2005年に行われた調査においては、実演家の52%及びスタッフ(撮影・録音・照明等)の62%が携わっている仕事への世間の理解は十分でないと回答している。
- 同調査においては、自らの活動に関する著作権・肖像権が保護されているかどうかについて、47%の実演家が「そうは思わない」と回答している。

○アニメーターの創作環境の実態

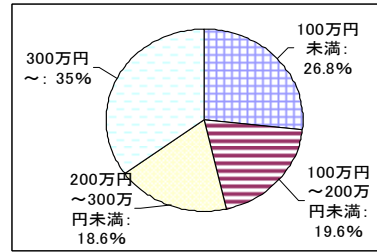
- 2005年に行われた調査においては、アニメーターの65%が年収300万円以下と回答している。また、労働時間は1日平均10.2時間、月間では推計で250時間に及ぶ。

図表 153: 実演家・スタッフの創作活動における意識「携わっている仕事への世間の理解は十分か」



出所 (社) 日本芸能実演家団体協議会 「芸能実演家・スタッフの活動と生活実態」(2005年)に基づき作成

図表 154: アニメーターの年収の分布

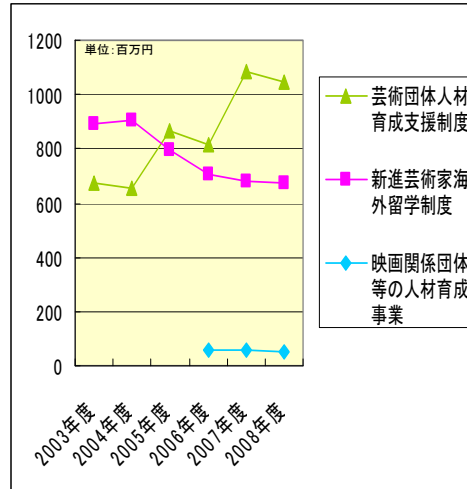


＜(ロ)コンテンツ関連人材の育成＞

○クリエイターの育成

- 映画関係団体等が学校や製作現場と連携して実施する映画人材の育成事業を実施した。予算額は2006年度:60百万円、2007年度:60百万円、2008年度:51百万円である。
- 美術、音楽、演劇、映画等の新進芸術家が海外の芸術団体等において実践的な研修を行うための海外留学制度を実施した。予算額は2006年度:708百万円、2007年度:681百万円、2008年度:676百万円である。
- 芸術団体、大学等の教育機関が行う人材育成・調査研究事業等に対し支援を行った。予算額は2006年度:815百万円、2007年度:1,087百万円、2008年度:1,043百万円である。

図表155:クリエイターの育成に係る予算の推移 (文化庁)



出所:文化庁資料に基づき作成

(育成事業の例)

- アニメの人材育成及び発掘のため、日本動画協会が行う「アニメーター養成プロジェクト」を支援し、アニメーターの技能評価試験の実施、アニメ制作の研修講座等により知識や現場経験を身につける機会を提供している。
- 2006年度から、短編映画制作による若手作家の育成を図る「若手映画作家プロジェクト」を通じて、ワークショップや制作実地研修を実施するとともに、作品発表の場の提供を行っている。

○プロデューサー、専門家の育成

- 2007年においては、国際的なビジネス展開の可能な人材を育成するため、若手プロデューサーの海外派遣事業を実施した。
- 2003年度から、高等教育機関の学生を対象とし、企画から制作・流通までの全行程を通して体験する職能別・プロデューサーインターンシップを実施し、幅広い分野での産学連携を推進した。2007年度には企業11社において学生36名の受入れがなされた。
- 2004年4月、法律家と事業者や創作者との交流活動等のため、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが設立された。2008年3月末時点で627名(うち弁護士364名)の会員が所属している。

○大学等、高等教育機関における人材育成

- 2003年度の大幅な制度改正を背景に大学や大学院におけるコンテンツ分野の人材育成が拡充された。2003年には東京工芸大学に芸術学部アニメーション学科が、2006年には京都精華大学にマンガ学部が、2008年には東京芸術大学に映像研究科アニメーション専攻(修士課程)が新設される等の例を含め、2008年度には124の大学(入学定員総数17,657名)と58の大学院(定員総数2,207名)においてコンテンツ関連の学部・研究科等が設けられ、人材育成が行われている。
- 2004年に構造改革特区制度を活用し、専門職大学院としてデジタルハリウッド大学院大学(2005年にデジタルハリウッド大学に改称)が設置された。
- 2004年から東京大学において「コンテンツ創造産学連携教育プログラム」を実施し、先端技術の知識と国際的ビジネス展開力を持つプロデューサーの育成等が行われている。

○産学官連携による取組

- 2007年10月に立命館大学と映画産業の松竹株式会社、京都府の間で映像産業の発展を担う人材育成及び映画・映像技術の研究開発等に関する連携の取組が開始されている。

○アニメーターの職能向上に関する意識

- 2005年にアニメーターを対象に行われた調査においては、職能向上のためには芸能・芸術を鑑賞する機会、技能の研修が必要であるとの回答が上位に上がっている。

図表156:職能・技術・技能の向上に必要なと思うこと(上位3位)

他分野を含めた芸能・芸術を安い費用で鑑賞する機会の提供	51.5%
技能を研修できる機会や場所が確保・保障されること	44.3%
プロのための研修が設計・実施されること	40.2%

出所:(社)日本芸能実演家団体協議会
芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査報告「アニメーター編」(2005年)に基づき作成

4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり (4) 日本ブランドの振興(1/2)

<(イ) 日本の魅力の発信>

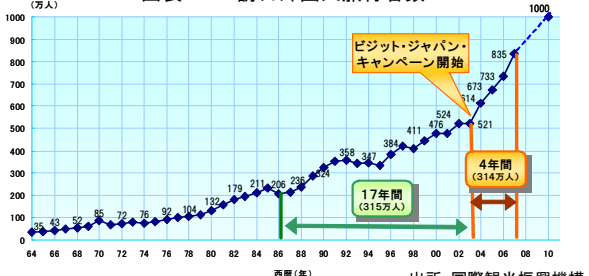
○日本ブランド戦略策定にむけた検討

- ・本年度より、コンテンツや食、ファッションなどの日本の強みを「日本ブランド」として効果的に発信していくため「コンテンツ・日本ブランド専門調査会」において、「日本ブランド戦略」の策定(3月策定予定)に向けた検討を開始した。
- ・2008年6月、情報共有等を行うため、関係省庁及び独立行政法人の連絡会議を設置した。

○ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進

- ・2006年12月に「観光立国推進基本法」を制定し、これに基づき2007年6月、「観光立国推進基本計画」を策定。2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人とするという目標の達成に向け、日本ブランドを活用した観光PR、WEBサイト(9言語)による情報発信、在外公館と連携したイベントやセミナーの開催等を実施している。

図表157: 訪日外国人旅行者数



○「アニメ文化大使」事業の開始

- ・2008年3月、ポップカルチャーを通じた文化外交の一環として、在外公館等において日本のアニメ作品を上映することを通して日本文化・社会を紹介し、諸外国における対日理解を促進するため、「アニメ文化大使」事業を開始した(「ドラえもん」を「アニメ文化大使」として選定)。

○JAPAN国際コンテンツフェスティバルの開催(再掲)

○感性価値創造

- ・2007年5月、日本の豊かな「感性」を活かしたものづくりを推進し、日本から世界に新たな価値軸を発信するため、「感性価値創造イニシアティブ」を策定し、展示会やシンポジウム等を実施している(2008年はパリ・ルーブル宮(装飾美術館)で展示会を開催、2009年はNYで開催予定)。

○日用品産業の海外展開の促進

- ・2008年から、我が国の優れた生活関連製品で「新たな日本ブランド」を確立しうるものについて、統一的なコンセプトの下で海外の著名な展示会に「日本展」を設け、世界で通用するブランドの構築や海外での販路開拓を支援している(08年2月フランクフルト・アンビエンテ、同4月ミラノ・サローネ、09年1月パリ、メゾン・エ・オブジェに出展)。

○マンガ・アニメの情報発信拠点の整備

- ・2006年、京都精華大学と京都市によって、マンガの収集や展示、マンガ文化に関する調査研究等を行う「京都国際マンガミュージアム」が設立された。
- ・2006年、日本動画協会とアニメ制作会社によって、東京・秋葉原に作品の視聴やアフレコ体験等ができる日本発のアニメ情報発信拠点「東京アニメセンター」が設立された。

○新たな外国人向け映像国際放送の開始

- ・2009年2月、日本からの情報発信力を強化するため、外国人向けに日本やアジアの情報を発信する映像国際放送を開始した。

図表158: ハローキティを観光親善大使に任命
～中国・香港向けJNTOホームページ



出所: http://www.welcome2japan.hk/

○日本食海外普及功労者表彰の開始

- ・2006年度、海外に在住し日本食や日本産農林水産物の海外への普及に貢献した功労者の顕彰を創設した(2008年度までに13名(レストランオーナー、食品輸入業者等)を表彰)。

○国際漫画賞の開始

- ・2007年度、海外で漫画文化の普及活動に貢献する漫画作家の顕彰を創設した。

図表159: 第二回国際漫画賞最優秀作品
『Feel 100%』劉雲傑

© Culturecom Limited. All rights reserved.

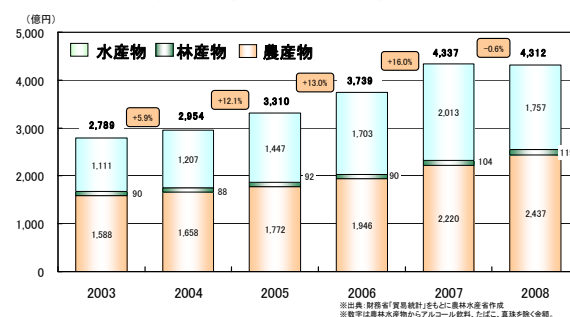


<(ロ) 豊かな食文化の醸成>

○日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)の設立

- ・2007年7月、民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)」が設立された。現在、海外10都市(台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール)に支部が設立され、関係者のネットワーク形成、日本食の衛生管理や調理技術に関する啓発活動等が進められている。

図表160: 農林水産物等の輸出額の推移



※出典: 財務省「貿易統計」をもとに農林水産省作成
※数字は農林水産物からアルコール飲料、たばこ、資源を除く金額。

○WASHOKU-Try Japan's Good Food事業の開始

- ・2006年10月より、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物や食品の輸出振興を支援するため、外務省と農林水産省の共同事業として、在外公館において、現地の要人やオピニオンリーダー等を対象に日本の高品質な食材を用いた日本食等を提供する事業を実施している(2007年度は17カ国で実施)。

○民間による取組

- ・民間により2005年4月に設立された「食文化研究推進懇談会」において、日本食文化への国民の理解促進や海外への発信に関する個々の取組に関する情報共有や意見交換等が行われている(2008年4月までに11回開催)。

* 取組の例

- ・日本食文化に関する研究
- ・著名な外国人シェフへの日本での日本料理研修
- ・海外の料理学校における日本料理講習会
- ・日本料理コンペティション
- ・世界料理サミット(2009年2月開催)
- ・食に関する教育環境の充実(女子栄養大学食文化栄養学科、放送大学の科目群履修認証制度「食と健康アドバイザープラン」の新設等)

○食育との連携

- ・2005年7月に施行された食育基本法に基づき、2006年3月、「食育推進基本計画」を策定し、食文化の継承に向けた学校給食での郷土料理等の積極的な導入等、国民運動として食育を推進している。

＜(ハ) 多様で信頼できる地域ブランドの確立＞

○地域団体商標制度の導入

- ・2006年4月、地域名と商品名からなる商標について登録を可能とする地域団体商標を導入した(2008年9月末時点で登録査定件数は406件)。

○都道府県による取組

- ・2008年3月時点、44都道府県において地域ブランドに関する認証制度を設けるなど、地域ブランドの創出に向けた取組が行われている。

○中小企業地域資源活用促進法の施行

- ・2007年6月、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が施行され、同法に基づき地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援を行っている。

○JAPANブランド育成支援事業の取組

- ・地域の小規模事業者が地域の素材や技術を活かした製品等を世界に通用するブランドとして確立させるため、開発から展示会出展までの総合的な支援を行っている(2004年度の事業開始から2008年度までの5年間で121件のプロジェクトを支援、2009年1月にパリ及びニューヨークにおいて商談展示会を開催。また、2009年3月にパリ及びミラノにおいてテストマーケティングを実施)。

図表161: JAPANブランド商品例



【山形商工会議所】



【鹿児島県商工会連合会】

図表162: 中小基盤整備機構によるテストマーケティングショップ「Rin」～表参道



＜(ニ) 世界ブランドとしての日本のファッションの確立＞

○「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催

- ・2005年10月に、東京コレクションの時期と会場を集約するとともに、素材から差別化した独自性の高いブランドを総合的に発信する場として、「東京発 日本ファッション・ウィーク」(JFW)を実施。以降、年2回(春、秋)開催し、2008年9月までに7回開催された。
コレクション期間と会場の集約化や他のファッションイベントとの連携、国内外の広報の充実による来場メディア数の着実な増加等、JFWの知名度が回を重ねるごとに高まりつつある。

○「東京発 日本ファッション・ウィーク」における新人デザイナー支援

- ・第5回JFW以降、有望な若手デザイナーに対し会場を無料で提供する支援を行った。また、第5回JFWにおいては、東京から世界に向けて自らのクリエイションを発信したいという世界の若手デザイナーに対し発表の場を提供する「ヨーロッパで出会った新人たち」展を開催し6ブランドが発表した。

また、2009年3月の第8回JFWにおいて実施予定の国内外の新鋭デザイナーに対し発表の場を提供する「SHINMAI Creator's Project」事業について、2008年4月に募集を行い、同年10月に、応募のあった総数52組(60名)の中から5ブランドを選出した。

図表163 第5回JFW「ヨーロッパで出会った新人たち」



○外国人材の受入れ

- ・各種学校としての認可を受けていないが、実践的かつ高度な教育を行う民間教育機関(ファッション・デザイン教育機関)において、外国人学生を「就学生」として受入れるための枠組みを2008年10月に設けた。

○ファッション人材の育成

- ・近年におけるファッション人材の育成については、2005年度に金沢美術工芸大学大学院による専攻コース開設、神戸ファッション造形大学の設置等が行われ、2006年度には文化ファッション大学院大学が設置された。また、ファッション産業人材育成機構との連携により、2007年度に青山学院大学、神戸大学、横浜市立大学、首都大学東京及び法政大学が、2008年度には明治大学、日本女子大学、上智大学、東京経済大学がファッション講座を設置した。

○民間による取組

- ・民間により2007年5月に設立された「ファッション有識者懇談会」において、日本のファッションを世界ブランドとして確立するための具体策について検討を行っている。(2008年4月までに2回開催)

○識別技術の開発

- ・農水産物やその加工品の品種や産地の偽装等を判別するため、DNAや微量元素を利用した識別技術の開発および実用化を進めている。

* 技術開発の例

米加工品の原料米の品種・産地判別技術、小麦・豆類・野菜類加工品の原料品種識別技術 等

知的財産人材育成総合戦略

- ・10年間の知財人材育成の方向性を示す「知財人材育成総合戦略」を策定(2005年度)
- ・同戦略の第1期(2005～2007年度)の評価を実施(2008年3月)

評価の概要

- ・人材育成の環境整備は進展、専門人材の数も増加。
- ・「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換が開始。

課題

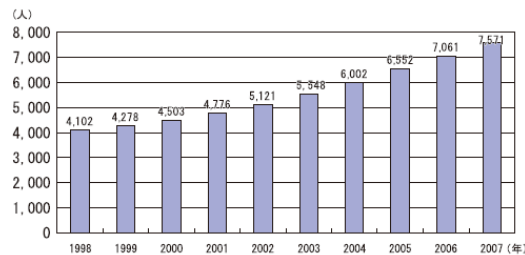
- ・知財を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材が不十分。大学・TLOにおいて、技術移転を含めた知的財産関連業務を担当する者の育成が不十分。中小企業において、知的財産関連業務を担当する者が少ない。
- ・国民の間の知的財産マインドの広がり不十分。

第2期(2008～2011年度)の重点戦略

- ・知財専門人材は経営・事業に関する知見を習得。経営・事業戦略に携わる人材は知的財産マネジメントを習得。
- ・オープン・イノベーションに対応するため、技術移転等を活用した事業の活性化を総合的にプロデュースする人材を育成。
- ・国民全体に知的財産マインドが広がるよう、各学校段階に応じた知財教育を更に推進。

<(i) イノベーション創出に資する知財人材の育成(1/2)>

図表164: 弁理士数の推移



出所: 特許行政年次報告書2008年版

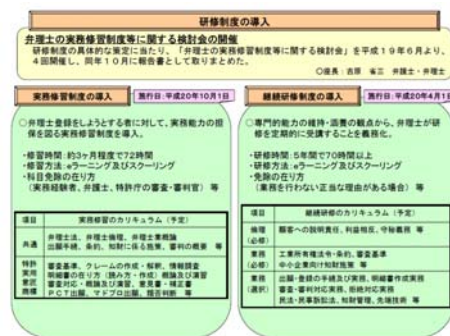
- ・東京理科大学や大阪工業大学で知的財産専門職大学院が開設(2005年度)。修了生には社会人が多く(約6割)、大学院での教育が企業における実務で活用されている。

- ・知的財産教育協会において、第1回の知的財産検定が2004年に実施。これまで12回実施され、申込者数の累計は約40000人。2007年10月の職業能力開発促進法施行令等の一部改正によって、厚生労働省所管の国家検定である技能検定制度において「知的財産管理」が対象職種として追加。第1回の検定が2008年7月に実施。特許、意匠、商標、著作権、不正競争防止法、独禁法などについて出題がなされる。

- ・学座研修とTLOや大学発ベンチャー等の受入機関でのカリキュラムに沿ったOJTとを組み合わせ、産学連携を担う人材を養成する「産業技術フェローシップ事業」(NEDO)を実施。

- ・特許情報検索の実務能力を競い合う特許検索競技大会を実施。

図表165: 弁理士の実務修習制度・継続研修制度



<(i) イノベーション創出に資する知財人材の育成(2/2)>

- ・全ての法科大学院で知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した。

図表166: 新司法試験における合格者の選択科目別人員・割合

選択科目	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法 (公法系)	国際関係法 (私法系)
2006年 新司法試験	237人 (23.5%)	55人 (5.4%)	109人 (10.8%)	159人 (15.8%)	331人 (32.8%)	46人 (4.6%)	18人 (1.8%)	54人 (5.3%)
2007年 新司法試験	456人 (24.6%)	100人 (5.4%)	175人 (9.5%)	298人 (16.1%)	591人 (31.9%)	97人 (5.3%)	30人 (1.6%)	104人 (5.6%)
2008年 新司法試験	550人 (26.6%)	100人 (4.8%)	185人 (9.0%)	309人 (15.0%)	660人 (32.0%)	105人 (5.1%)	30人 (1.4%)	126人 (6.1%)

出所: 法務省「平成18～20年新司法試験の結果について」(ウェブサイト)

- ・学部・研究科において知的財産に関する授業科目を開設する大学が増加し、知財に関する知識を習得する環境を整備。
- ・農業者の農業技術・経営に接する機会の多い普及指導員の資格試験において知財権に関する設問を2008年度から導入するなど、農林水産分野の知財人材育成を推進。
- ・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

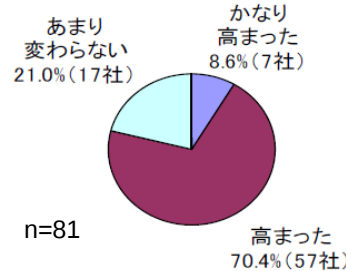
図表167: 知財に関する授業科目の開設

	学部	研究科
2004年度	250	130
2006年度	295	162

出所: 文部科学省

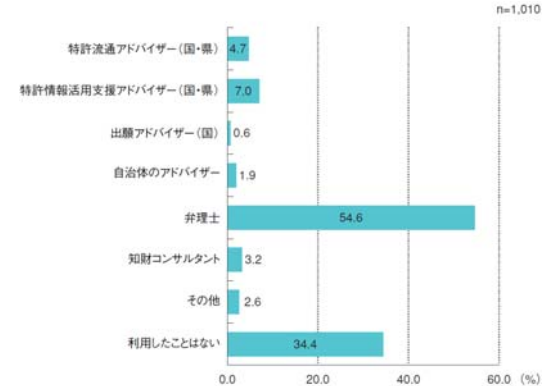
図表168: 知財意識に関するアンケート結果

貴社・貴業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識はより高まりましたか。



出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

図表169: 利用したことのある知財に関するアドバイザー



出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年3月

図表170: 知財意識に関するアンケート結果(自由記述)

企業の経営者で知財は重要でないという人は少ないと思う。しかし、知財がなぜ重要なのか、知財を重要視すると何がかわるのかを説明できる人は少ないのではないかと

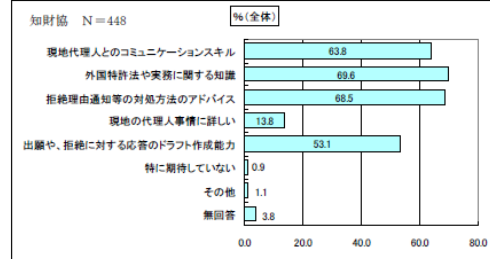
出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

<(ii) グローバル化に対応した知財人材の育成>

- 日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類のドラフトの作成や外国有資格者への媒介などの外国出願関連業務は弁理士に期待されている。

図表171: 外国出願、権利取得に際して日本の弁理士に求めるもの

問: 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。
下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○をつけてください。

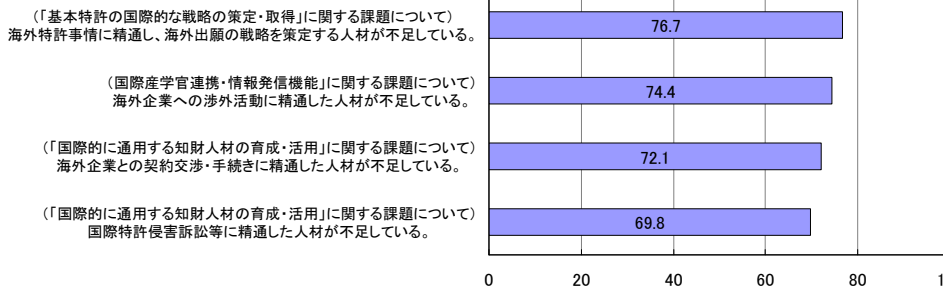


出所: 知的財産研究所「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」2006年12月

- 日本弁理士会では、知財制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華専利代理人協会と交流を続けている。また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知財制度に関する情報を海外へ発信したりしている。
- 国際的な産学官連携の課題として、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足が挙げられている。

図表172: 「大学知的財産本部整備事業」実施機関43件に対するアンケート調査結果

注) 各課題の回答は複数回答を可としているため、回答の件数合計は43件にはならない。

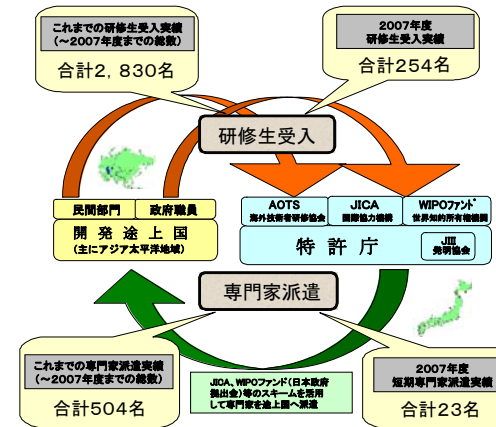


出所: 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会
「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」2007年8月 (これをもとにグラフを作成)

- 大学知的財産本部における国際的に通用する知財人材の育成や国際的な産学官連携体制の強化を支援する「産学官連携戦略展開事業」を実施(2008年度)。

- アジア諸国を対象に、研修生の受入れ及び専門家の派遣を実施。各国の特許行政職員、著作権行政職員、取締担当官などが参加。

図表173: 特許庁における人材育成協力



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表174: JICAを通じた研修の一例

タイトル	事業主体	概要
国際知的財産権	JICA、比較法研究センター	技術移転及び知的財産権に関する主要法律及び法律実務の専門知識など
税関行政	JICA、財務省	関税行政、輸出入通関などのほか、知的財産権の捉え方と取り締まり形態について
著作権制度整備	JICA、文化庁	日本の著作権法制、日本の著作権管理システムなど
植物育成者権保護、植物品種保護	JICA、農林水産省	植物新品種保護制度、植物新品種の審査及び審査基準の作成など

出所: 外務省

- 国際セミナーやWIPOの会合などにおいて、日本における知財人材育成や知財教育を紹介。例えば、2007年5月、韓国にて開催された知的財産人材育成国際セミナーで日本における知財人材育成の取組を紹介。2008年1月、ベトナムにて開催された「WIPO知財教育・研修及び研究に関するコロキウム」で日本における知財教育を紹介。

- 研修機関間の国際的なネットワークを構築するべく、日中特許庁長官会合(2007年11月)において人材育成機関間の対話の場の設置に合意し、2008年5月、工業所有権情報・研修館と中国知識産権培训中心との間で日中知財人材育成機関間連携会合を開催。同様に、日韓特許庁長官会合(2008年8月)において工業所有権情報・研修館と韓国国際知識財産研修院との交流に合意。

< (iii) 独創性を重視した知財教育の推進 >

・発明協会では、ものづくりの楽しさを体験する少年少女発明クラブ事業を実施し、2008年5月時点で、全国47都道府県に202のクラブを設置し、9000人以上のクラブ員を有している。また、約2000名の指導員がクラブ活動を支えている。

・各企業等において、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテストなど、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施。

・2007年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」「音楽」「技術」で知財教育が行われることとなった。

・地域の企業や商工会議所、NPOなどのノウハウやアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証を図る「早期工学人材育成事業」を実施(2008年度)。

図表175:2007年度児童及び生徒・学生向けセミナー並びに教職員向けセミナーの開催実績

	開催回数	参加者数
小学生向け	293	16071
中学生向け	11	860
高校生向け	108	8626
高専学生向け	29	1895
大学生向け	52	2250

	開催回数	参加者数
小学生教員向け	10	155
中学生教員向け	2	60
高校教員向け	26	935
高専教員向け	8	152

出所:特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表176:2007年度著作権講習会の開催実績

	著作権セミナー	教職員著作権講習会	図書館等職員著作権実務講習会
受講者数	1352	612	572

出所:文化庁

・産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は340校に達している。

・高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施するなど、知財の創造・保護の体験教育を推進。

・2007年度から、放送大学において知的財産関連科目の面接授業を実施。また、2008年度からは、知的財産関連科目の放送授業を実施。

・関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表178:「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方ないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているのだから、購入しても仕方ない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

出所:内閣府 特別世論調査を基に作成(図表14～16)

図表180:模造品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



図表181:財務省税関ポスター



図表182:警察庁・不正商品対策協議会ポスター



・テキストの開発のほか、PCや携帯端末等で視聴可能なように知的財産権を題材としたeラーニングを開発。

図表183:テキスト及びeラーニング

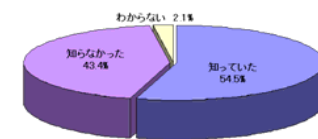
テキスト	産業財産権標準副読本 「あなたが名前をつける本」	小学校高学年～中学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本 「アイデア活かそう未来へ」	中学校高学年～高等学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本 「特許から見た産業発展史」	高等学校高学年～大学を対象に配布
	産業財産権標準テキスト 総合編／特許編／商標編等	高等学校～大学を対象に配布
	「まんが著作権教室」	中学校を対象に配布
eラーニング	「IP・eラーニング」	工業所有権情報・研修館のウェブサイトから配信。一部のコンテンツは携帯型端末で視聴可能。
	「クリックするたびに著作権がわかる！楽しみながら学べる学習ソフト」	文化庁のウェブサイトから配信

出所:文化庁、工業所有権情報・研修館

・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

・日本知財学会で、「知財人材育成研究分科会」、「知財教育分科会」、「知財人材マネジメント分科会」など人材育成に関する分科会を開設。

図表177:政府の啓発活動の認知度(2008年)



図表179:「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)

